

平成18年第2回嬉野市議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成18年6月9日					
招 集 場 所	嬉野市議会議場					
開 閉 会 日 時	開議	平成18年6月19日 午前11時15分			議 長 山 口 要	
及 び 宣 告	散会	平成18年6月19日 午後5時04分			議 長 山 口 要	
応（不応）招 議員及び出席 並びに欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠	議席 番号	氏 名	出欠
	1番	小 田 寛 之	出	12番	太 田 重 喜	出
	2番	大 島 恒 典	出	13番	山 口 榮 一	出
	3番	梶 原 睦 也	出	14番	野 副 道 夫	出
	4番	秋 月 留美子	出	15番	深 村 繁 雄	出
	5番	園 田 浩 之	出	16番	副 島 敏 之	出
	6番	副 島 孝 裕	出	17番	田 口 好 秋	出
	7番	田 中 政 司	出	18番	西 村 信 夫	出
	8番	川 原 等	出	19番	平 野 昭 義	出
	9番	織 田 菊 男	出	20番	山 田 伊佐男	出
	10番	芦 塚 典 子	出	21番	山 口 栄 秋	出
11番	神 近 勝 彦	出	22番	山 口 要	出	

地方自治法 第121条の規定 により説明の ため議会に出席 した者の職氏名	市長	谷口 太一郎	福祉課長(本庁)	大森 紹正
	助役	古賀 一也	農林課長(本庁)	
	教育長	池田 修	商工観光課長(本庁)	宮崎 和則
	総務部長	中島 庸二	建設課長(本庁)	松尾 龍則
	企画部長	桑原 秋則	会計課長	
	市民生活部長	中山 逸男	農業委員会事務局長	
	福祉部長	田代 勇	学校教育課長	江口 常雄
	産業振興部長	井上 新一郎	社会教育課長	石橋 勇市
	まち整備部長	山口 克美	総務課長(支所)	坂本 健二
	教育次長		市民税務課長(支所)	徳永 賢治
	嬉野総合支所長	森 育男	保健環境課長(支所)	
	総務課長(本庁)	片山 義郎	福祉課長(支所)	井上 嘉徳
	財政課長	田中 明	農林課長(支所)	松尾 保幸
	企画課長	三根 清和	商工観光課長(支所)	一ノ瀬 真
	地域振興課長	中島 文二郎	建設課長(支所)	一ノ瀬 良昭
	市民税務課長(本庁)	川原 英夫	下水道課長	
	保健環境課長(本庁)		水道課長	角 勝義
	本会議に職務 のため出席した 者の職氏名	議会事務局長	筒井 昇	書記

## 平成18年第2回嬉野市議会定例会議事日程

平成18年6月19日（月）

本会議第5日目

午前10時 開 議

日程第1 議案の撤回について

日程第2 議案審議

- |         |   |
|---------|---|
| 議案第92号  | 嬉野市政務調査費の交付に関する条例について                     |
| 議案第93号  | 嬉野市国民保護対策本部及び嬉野市緊急対処事態対策本部条例について          |
| 議案第94号  | 嬉野市暴走族追放推進条例について                          |
| 議案第95号  | 嬉野市防犯推進に関する条例について                         |
| 議案第96号  | 嬉野市男女共同参画審議会設置条例について                      |
| 議案第97号  | 嬉野市地域コミュニティ審議会設置条例について                    |
| 議案第98号  | 嬉野市リーディング事業審議会設置条例について                    |
| 議案第99号  | 嬉野市名誉市民条例の一部を改正する条例について                   |
| 議案第100号 | 嬉野市税条例の一部を改正する条例について                      |
| 議案第101号 | 嬉野市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について          |
| 議案第102号 | 嬉野市研修センター条例の一部を改正する条例について                 |
| 議案第103号 | 嬉野市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について |
| 議案第104号 | 杵藤地区障害者自立支援審査会の共同設置に関する規約の協議について          |
| 議案第105号 | 指定管理者の指定について                              |
| 議案第106号 | 指定管理者の指定について                              |
| 議案第107号 | 平成18年度嬉野市一般会計補正予算（第2号）                    |
| 議案第108号 | 平成18年度嬉野市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）              |
| 議案第109号 | 平成18年度嬉野市老人保健特別会計補正予算（第1号）                |
| 議案第110号 | 平成18年度嬉野都市計画下水道事業嬉野市公共下水道事業費特別会           |

計補正予算（第1号）

議案第111号 平成18年度嬉野市水道事業会計補正予算（第1号）

議案第112号 平成17年度塩田町水道事業会計決算認定について

議案第113号 平成17年度嬉野町水道事業会計決算認定について

---

午前11時15分 開議

○議長（山口 要君）

皆さんおはようございます。本日は田口議員が遅刻であります。

それでは、定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日、市長より議案第106号 指定管理者の指定についての議案の撤回について申し出があり、議会運営委員会が開催をされました。

ここで、議案第106号 指定管理者の指定についての議案の撤回について、申し出に応じかどうかを会議規則第18条の規定により議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

ここで、地方自治法第117条の規定により、芦塚典子議員は除斥の対象になりますので、退席を求めます。

〔芦塚典子議員 退席〕

それでは、ここで朗読を省略いたしまして、議案撤回理由の説明を求めます。市長。

○市長（谷口太一郎君）

皆さんおはようございます。連日大変お疲れさまでございます。ただいま議長の方から発言いただきましたけれども、本日、議案の撤回についてお願いいたしたいと思います。

件名につきましては、議案第106号 指定管理者の指定についてということでお願いしております議案でございます。

6月9日に提出いたしました議案第106号につきましては、本日、平成18年6月19日、指定管理者の対象として予定しておりましたNPO法人、NPO潮高満川より撤回という申し入れがありましたので、会議規則第18条第1項の規定により議案の撤回をお願いするところ

でございます。

詳細につきましては、担当より説明をいたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（山口 要君）

次に、議案の細部説明を求めます。企画部長。

○企画部長（桑原秋則君）

それでは、議案の撤回の理由について御説明を申し上げます。

6月9日の議案第106号におきまして、指定管理者の指定についてお願いをしたわけですが、指定管理者の名称が特定非営利活動法人NPO潮高満川の方から辞退届ということで、辞退をしたいということで、その旨、お手元にあるようなことで辞退届が提出をされました。

この理由につきましては、ここに掲げてありますように、諸般の事情によりこの届け出を提出いたしますということで、きょう早朝に辞退届があった旨、ここに報告をいたします。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

これで細部説明を終わります。

ここで質疑を求めます。質疑ありませんか。20番山田議員。

○20番（山田伊佐男君）

簡潔に辞退の説明をされました。諸般の事情ということでございますけれども、諸般の事情、具体的にはどういうことなのか、そこについては明確にできないんですか。

○議長（山口 要君）

企画部長。

○企画部長（桑原秋則君）

諸般の事情ということでございますけれども、NPO潮高満川につきましては、この辞退届を出す段階におきまして、役員会でもいろいろ議論をされまして、こういう結果になったわけでございますけれども、諸般の事情というのは、いろいろ今日までの経過の中で、役員の方が監査委員ということでありまして、道義的な問題があるというようなことで外部からいろいろ指摘があるというようなことで、今回、役員会にお諮りをして、辞退を申し上げたいということで辞退届の提出があっているということでございます。（348ページで訂正）

以上でございます。

○議長（山口 要君）

20番山田議員。

○20番（山田伊佐男君）

ということは、予測するのは、監査委員でありながら役員であったということでしょうけれども、役員名簿にも何も載っていません。そこら辺についてどう説明されるわけですか。ただ、この申請者とか、あるいは電話番号等については、監査委員の方のところになっています。代表者はまた違っています。そこら辺についても若干不思議なところが私にはあったんですけども、そういうところを選定した執行部についても、選定委員会にも大きな問題があるというふうに思っています。そこら辺についていかがですか。

○議長（山口 要君）

企画部長。

○企画部長（桑原秋則君）

済みません、先ほどの答弁で訂正をさせていただきます。

芦塚議員につきましては、役員ではありません。済みません。訂正をいたします。

○議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。16番副島議員。

○16番（副島敏之君）

ただいまの山田議員の関連でございますが、役員ではないということは私は承知しておりますが、会員であることには間違いはないと思いますが、企画部長、その点をはっきりさせてください。

○議長（山口 要君）

企画部長。

○企画部長（桑原秋則君）

会員であることは間違いありません。

○議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。西村議員。

○18番（西村信夫君）

突然もう撤回というふうなことで提案を受けたわけですが、総務委員会の中ではいろいろな議論をした中で、この問題が撤回というふうになったのはいかなものかと思っております。

すが、この選考に当たって選考委員会が設置されて、これはよしというふうなことで選考委員会が決定されて、きょう撤回というのは、その選考委員会にも問題があるんじゃないかと思うわけですよ。というのは、選考委員会については部長とか、あるいは民間の有識者の関係についても、責任持ってこの議案の提出をされておりますので、そこのあたりの関係についてはどう思われますか。いかがでしょうか。

○議長（山口 要君）

助役。

○助役（古賀一也君）

ただいまの御質問にお答えいたします。

選考委員会として7名の選考委員を選任いたしまして、選考いたしましたわけですが、当初この申請書が出されまして、指定管理者指定申請書ということで出されまして、多分皆さん方のお手元にもあろうかと思えます。その中で、この申請書の内容等を吟味いたしまして、当然そこに代表者の兄弟さんが理事長というようなことで、その監査委員という立場と重なっておるといことも大分論議をいたしたところでございます。そのようなことで、兄弟の片方が監査委員という立場から、そのような自治法、いろいろな規定の中に、そのような規制する規定がございませんでした。また、当然私たちとしても県に助言を仰いだりいたしましたわけですが、そういうところで関係はないという御返答をいただきまして、最終的に斬新な住民サービスの向上のためということを期待いたしまして、決定いたしましたところでございます。結果的にこのような辞退届が出てくるというようなことは全く想定をいたしておりませんで、今回このような形になって、きょうに至ったわけですが、どうぞ御理解いただきますようお願いいたします。

○議長（山口 要君）

12番太田議員。

○12番（太田重喜君）

辞退された方はよかろうばってん、これだけの資料をつかって審議をしてきてということについての責任はどういうふうに感じられますか。これだけの資料をつくるにも、職員が何日もかかっておるはずですよ。我々も審議をしたわけですね。辞退届が出ました、辞退を受け付けました、それでいいもんですかね。その点についてどなたかお答え願いたいと思います。

簡単に、辞退届が出たからそれでよしと、そういうことで今後のほかの行政も進めていかれたら、非常に混乱ばかりするんじゃないですか。何のために我々が審議しておるのか、わけわからんようになってくるんじゃないですか。その辺をもっと真摯に考えられて、こういうふうな辞退届が出た、仮に私が申請したとしましょう。辞退届を出せば、それで本人は何もなくていいんですか。その辺についてどういうふうに考えられておるのか、お答え願いたいと思います。

○議長（山口 要君）

助役。

○助役（古賀一也君）

お答えいたします。

当然、12番議員がおっしゃられるとおりでございます。私たちもそのつもりで大分論議をして、こういう審査、選考委員会ということを立て上げてきたわけございまして、そのようなことで結果的にこのようなことになったこと自体、非常に私自身責任を感じておるところでございます。

また、今後このような事態が発生するということが自体が私は好むものではございませんけれども、簡単にと言われますけれども、私自身もそのような感じを持っております。しかし、現在そのような状況下にある団体として、やはりここで、この辞退届を受け付けざるを得ないというような状況ございまして、私としてもその責任は感じておりますけれども、そこら辺、今後こういったことのないように努めてまいりますけれども、この件に関して御理解を賜ればというふうに思います。

○議長（山口 要君）

12番太田議員。

○12番（太田重喜君）

御理解を賜ればと言うがね、簡単にそやんした問題じゃないでしょう、これは。もっと真剣に考えてくださいよ。選考委員さんの方々しかり、これを提案された市長の責任もあると思いますよね。市長、お答え願います。

○市長（谷口太一郎君）

お答えを申し上げます。

今、12番議員おっしゃることにつきましては十分承知をいたしております。今回の問題に



つきましては、私たちは慎重審議、また、それぞれの御意見を賜りながら努力をしてきたわけでございますけれども、予想しておりませんでしたけれども、辞退というふうなことに至ったわけでございます。辞退届自体は受けたわけでございますけれども、議会の皆さん方には大変な御迷惑をおかけしていると重々承知をいたしております。

今、助役申し上げましたように、今後このようなことが起きないように、私たちも慎重の上にも慎重に取り扱っていかねばならないと思っておるところでございます。

以上です。

○議長（山口 要君）

ほかにありませんか。副島議員。

○16番（副島敏之君）

選定委員のことで、太田議員よりも発言ございましたけれども、私もあえて申し上げたいと思います。

やはり選定委員の方にも何らかの責任はないとは言えないと思います。と申しますのは、先ほどお話がありましたように法的にはクリアできても、やはり、こういう行政の職務、それに関連したことにつきましては、やはり倫理上の問題が当然かかわってくると思うんです。ですから、その選定委員会のメンバーの方は、その法的なことは県の方にも聞かれたと思う。私も聞きました、調べました。しかし、やはり倫理上どうかなということを実際に考えられたのかなということですね。非常にこれは大事なことだと思うんです。それにつきましては、議案集をもらいまして、あれっと私は思いまして、私は実は企画の担当の企画部長、それから企画課長にはお尋ねにまいりました。議案集には役員の名簿も一切載っておりません。そのときにお尋ねしたところ、企画の課長、部長は私に対して、6月7日、8時45分、お尋ねしたところ、法的には何もないんですけれども、じゃ、選定委員のメンバーはどなたですかということについては、答弁はありませんでした。しかし、その中に民間人、有識者も委員に入っておられますというお答えをいただきました。有識者、民間人が入っておられたかどうか、助役、答弁お願いします。

○議長（山口 要君）

助役。

○助役（古賀一也君）

お答えいたします。

この指定管理者の選定に関しましては、当初から民間の有識者の意見を聞いて、参考にしながら決定をするということで、決定をいたしておりました。選考基準の方にもそのようになっておるといふふうに思います。そういうことで、民間の方を4名お願いいたしまして、いろいろな角度からの御意見も賜りまして、今回決定したところでございます。

○議長（山口 要君）

副島議員。

○16番（副島敏之君）

そしたら、あれですか、選定委員会は委員長が助役であって、選定委員はほか6名じゃなかったんですか。今、助役の方は民間人にお聞きしてと、こう言われましたけれども、私は先ほど選定委員のメンバーについて質問したんですよ。その前の、お伺いしてどうこうというのは私はお聞きしておりません。選定委員のメンバーについてお尋ねをしておるんですよ。最終的に選定委員で御決定をされた、点数制でされたということもお聞きしました。そこを申し上げておるんですよ。最終的に選定をされた、選定委員長であられた助役の責任、これについて私はお尋ねします。じゃ、企画部長が言われたこととはちょっと相反しますので、その辺をはっきりしてください。最終的に選定委員になられた方を私は質問しておりますから。

○議長（山口 要君）

助役。

○助役（古賀一也君）

お答えいたします。

選考委員会は私以下6名でございます。

○議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

ここで、議案第106号 指定管理者の指定についての議案の撤回について、申し出に応じかどうかを嬉野市議会会議規則第18条の規定により、起立表決により決したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。議案第106号の撤回について、申し出に応じるかどうかを起立表決により決することに決定をいたしました。

これから採決いたします。議案第106号は、申し出のとおり撤回することに賛成の方は起立願います。議案の撤回について賛成の方は御起立をお願いします。（発言する者あり）

もう一度申し上げます。議案第106号は、申し出のとおり撤回することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

起立少数と認めます。したがって、議案第106号の撤回を不承認とすることに決定いたしました。

芦塚典子議員の入場を求めます。

〔芦塚典子議員 入場、着席〕

ここで、議案審議の途中ですが、午後1時まで休憩をいたします。

午前11時38分 休憩

午後1時 再開

○議長（山口 要君）

再開します。

日程第2、議案審議を行います。

議案第92号 嬉野市政務調査費の交付に関する条例について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで議案第92号の質疑を終わります。

次に、議案第93号 嬉野市国民保護対策本部及び嬉野市緊急対処事態対策本部条例について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで議案第93号の質疑を終わります。

議案第94号 嬉野市暴走族追放推進条例について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで議案第94号の質疑を終わります。

次に、議案第95号 嬉野市防犯推進に関する条例について質疑を行います。質疑ありませ

んか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで議案第95号の質疑を終わります。

次に、議案第96号 嬉野市男女共同参画審議会設置条例について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで議案第96号の質疑を終わります。

次に、議案第97号 嬉野市地域コミュニティ審議会設置条例について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで議案第97号の質疑を終わります。

次に、議案第98号 嬉野市リーディング事業審議会設置条例について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで議案第98号の質疑を終わります。

次に、議案第99号 嬉野市名誉市民条例の一部を改正する条例について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで議案第99号の質疑を終わります。

次に、議案第100号 嬉野市税条例の一部を改正する条例について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで議案第100号の質疑を終わります。

次に、議案第101号 嬉野市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。質疑ありませんか。西村議員。

#### ○18番（西村信夫君）

二、三点質問したいと思いますが、この条例については、あくまでも申請主義というようなことでここに書いてありますけれども、これは実施期間についてはことしの10月1日ということで予算計上もなされておりますけれども、この申請主義に基づいてというのは、領書

とか、あるいは預金通帳とか、そういったものを市の窓口申請すべきというふうなことでとらえてよろしいでしょうか。

○議長（山口 要君）

福祉部長。

○福祉部長（田代 勇君）

議員おっしゃるとおりでございます。領収書、あるいは病院からの証明書等を添付していただいて、窓口で申請をお願いしたいと思っております。

○議長（山口 要君）

西村議員。

○18番（西村信夫君）

申請主義でそういうことを聞きましたけれども、一回申請して、あとは通帳に振り込みというようなことでずっと継続されていくべきものでしょうか。一回一回ずっと申請すべきというふうにとらえて、どちらでしょうか。

○議長（山口 要君）

本庁福祉課長。

○福祉課長（本庁）（大森紹正君）

申請につきましては毎回していただくということになります。というのは、診療等の内容が異なることがありますので、その都度申請をしていただくということになります。

○議長（山口 要君）

西村議員。

○18番（西村信夫君）

一回一回申請をせにやというふうなことで言われましたけれども、領収書は必ず2回目からも必要なかどうか、自動的に口座振り込みになるのかどうか、その点。もし領収書が必要でないというふうなことをとらえれば、病院の治療費も払わないままで償還されるということも考えられますけれども、その点はどうでしょうか。いかがでしょうか。

○議長（山口 要君）

本庁福祉課長。

○福祉課長（本庁）（大森紹正君）

お答えいたします。

領収書につきましては、その都度必要ということでございます。確認をさせていただくということになります。

**○議長（山口 要君）**

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで議案第101号の質疑を終わります。

次に、議案第102号 嬉野市研修センター条例の一部を改正する条例について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで議案第102号の質疑を終わります。

次に、議案第103号 嬉野市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで議案第103号の質疑を終わります。

次に、議案第104号 杵藤地区障害者自立支援審査会の共同設置に関する規約の協議について質疑を行います。質疑ありませんか。西村議員。

**○18番（西村信夫君）**

この件について、身障者の自立支援の審査会なんですが、身体障害者と知的障害者、あるいは精神障害者・障害児というものが対象になるわけですが、この審査会の設置に当たって24名というようなことで明記されておりますが、この24名は、武雄、鹿島、嬉野、大町、江北、白石及び太良を含めてですが、この配分の割合はどうなっていくのか。そしてもう一つ、審査会の委員の任期は何年で交代なのかどうなのか、その点お尋ねします。

**○議長（山口 要君）**

本庁福祉課長。

**○福祉課長（本庁）（大森紹正君）**

審査会自体は定数24名ということですが、基本的には1審査会、合議体について5名の委員さんで、四つの合議体ということになります。そして、精神、知的がそのうち2合議体、身体が2合議体ということで4合議体ですが、医師会ごとに、武雄鹿島地区医師会で精神、知的が1合議体、身体が1合議体、それと鹿島藤津地区医師会についても精神、

知的が1合議体、それから身体が1合議体ということで、4合議体です。

委員の任期につきまして、今ちょっと資料を持ち合わせておりませんので、後ほどお答えさせていただきたいと思います。

○議長（山口 要君）

西村議員。

○18番（西村信夫君）

この共同設置なんですけど、現在、身障者がこの共同の武雄、鹿島、嬉野、大町、江北、白石、太良町含めてですけど、何名ぐらいいらっしゃるのか。重度身障者が何名なのか、わかりだったら、この際お尋ねしておきます。

○議長（山口 要君）

本庁福祉課長。

○福祉課長（本庁）（大森紹正君）

身障で100名、知的で143名、精神で30名、合計の273名でございます。

○議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで議案第104号の質疑を終わります。

次に、議案第105号 指定管理者の指定について質疑を行います。

ここで、関係者の平野議員が自主退席しておりますので、御承知おきお願いいたします。

それでは、山田議員。

○20番（山田伊佐男君）

議案第105号なんですけれども、まず、志田焼の里博物館で、指定管理者が志田焼の里振興会ということで選定をされているわけですね。申請書を見ますと、その組織が4月23日に設立をされておるわけでございます。そして、本年の4月28日に申請書を提出されております。このことを見れば、私素人から見れば、今日まで団体の実績というものは非常に皆無に等しいのではないかというふうに思っております。

選定に当たり、嬉野の場合は嬉野のいきいきデイサービス、老人福祉センター、これについては指定管理者になったわけなんですけれども、それは今日までのその団体の、いわゆる業務実績を重視して選定されたという経緯があるわけなんですけれども、今回については非常に団体

の業務実績というのは、先ほど言いましたように皆無に等しいんじゃないかというふうに判断をするわけです。どのように判断して選定をされたのか。

それともう一つ、2団体応募されたということでございますけれども、もう1団体についての、いわゆる選定するに当たって、どこを基準に選定するしないの、逆に言えば、もう一方の団体を選定しなかった理由について、わかればお伺いをいたしたいと思います。

○議長（山口 要君）

助役。

○助役（古賀一也君）

ただいまの御質問でございますが、志田焼の里博物館につきましての指定管理者の指定、この件につきましては、今までの実績等につきましては、既にこのグループそのものが陶芸の道を進んでおられるところでございます、また、そのメンバーの中に志田焼の里で以前働いておられたという方々がいらっしゃいます。その方たちの非常な、この志田焼の里を博物館として残したいという強い気持ちがあられておまして、そういうことから、今まで志田焼には造詣の深い方たちがお集まりになっていただいております。そのような状況でございます。

それと、もう一つの御質問でございますが、いわゆる志田焼の里振興会という団体につきましては、先ほども申し上げましたように、志田焼に対しての造詣が深い、そういったものが一番選定の理由になったわけでございますが、それに加えて、志田焼の里博物館を取り巻きます久間地区の陶山神社、山の神、そういったものの歴史的な部分を深めて、そういったものを含めて今後活動をしていくというような強い決意でございます、地区、地域を束ねた形での運営がなされるものというふうに期待しております。そういうことから、今回このようなことに決定をいたしましたわけでございます。

○議長（山口 要君）

答弁、2団体応募があつて。

○助役（古賀一也君）

済みません、もう一つの団体を選ばなかった理由につきましては、先ほど申し上げましたように、非常に運営体としての団体の考え方、そういったものに大きな、ある程度の開きがあつたというふうに判断をいたしまして、先ほど申し上げましたように、志田焼の里博物館のみならず、地域に根差した団体であるということから、選定から外れたというよう



なことでございます。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

山田議員。

○20番（山田伊佐男君）

再質問ですけれども、となれば、4月23日設立をされたというふうに申請書ではなっておるわけですね。そしたら、4月23日以前についても一つのグループとして志田焼博物館にかかわってこられた、協力をしていただいていた団体というふうに判断していいのかですよ。私から見れば、無理やり指定管理者制度を導入するに当たって、団体、あるいは設立をしなさいとか、こういう話で、指定管理者、そこら辺がちょっと先ほど言いましたように、実績をある程度嬉野については尊重しながら指定管理者に任せてきたわけですけれども、今回について、何か指定管理者の公募をするために、いや応なしに組織を設立したという感は否めないわけですね、私の考えからですね。そこら辺についてはいかがなんでしょうか。

○議長（山口 要君）

助役。

○助役（古賀一也君）

ただいまの御質問にお答えいたします。

いわゆるこの指定管理団体の公募をしてから、結果的に設立されたような形になっておりますけれども、そのメンバーを見てみますと、やはり以前から、いわゆる陶芸クラブとしての活動をですね、以前、志田焼を中心に社会教育の分野で活動をなされておりました、今、団体としてはこのような形にでき上がったわけですけれども、それぞれの生涯教育的な教室等につきましては、以前からいろいろな活動がなされておったというようなことでございます。

○議長（山口 要君）

山田議員。

○20番（山田伊佐男君）

指定管理者制度、地方自治法の一部見直しによって、ことしの9月までということで、私から言わせれば、6月議会に出てきたと。後の106号についても同じなんですけれどもね、4月23日役員改選とか。非常に4月23日に両方の団体がこだわっておられるという事実があ

るものですから、そこら辺をちょっと危惧するわけです。と申しますのは、やっぱり公的な施設、志田焼の博物館と楠風館は若干違いますけれども、やっぱり税金を投入して、そして施設をつくって、それを民間に管理していただくと。やり方によっては、民間の要するに利益追求もできますし、あるいは大きな利権も生まれてくるわけで、そこら辺についてはやっぱり慎重に、公正に対処してほしいという意味で発言をいたしておるところでございます。

一つなんですけれども、例えば選定されましたけれども、いわゆるその志田焼の団体が自主事業ということで幾つか、19年、20年度、いわゆる計画をされておりますよね。18年度についても若干されています。この申請書の5ページを見てみますと、9月からですので、例えば収入合計あたりを見てみますと、予定、予算書の計画からいけば、大体9月からですから、月割して大体収入合計が1,400千円ぐらいしかならんのかなというような気がするわけですね。そうすると、あとのいわゆる収支を見てみますと、これでいくと12,000千円マイナスですよということなんですけれども、例えば自主事業をすると、それなりにこういう収入の少ないところからいくと、やっぱり市がさらに予算をつけなくてはならないという状況になってくるような気がするわけですね。自主事業については、やっぱり今後指定管理者の自主性に任せるのか、それとも、市が実地調査等も行いながら、ある程度指定管理者の管理をやっていくといたしますか、そういうことは考えておられるのでしょうか。そこら辺についてだけ。

○議長（山口 要君）

助役。

○助役（古賀一也君）

ただいまの御質問でございますが、いわゆる自主事業につきましては、その団体のあくまでも自主性に任せると。いわゆる補助事業の対象としてはとらないというようなことを考えております。あくまでも自分たちでする事業でございますので、やはり自分たちの収益からするのが正当であろうというふうに思っております。（「4回目けん、もう一回」と呼ぶ者あり）

○議長（山口 要君）

山田議員。

○20番（山田伊佐男君）

例えばそうすると、今回の予算書でいきますと、18、19、20、自主事業が入っていますけ

れども、これについては執行部として認めていくのか、それとも自主事業についてはやっぱり否決をしていくのか、そこら辺について結果的にどうなっているんですかね。この収支の予算書も含めて委員会では検討されて選定されたわけですので、そこら辺についてはいかがですか。例えば19、20とかは自主事業が入っていますよね。

○議長（山口 要君）

暫時休憩します。

ここで執行部の方に申し上げておきます。4回目の質問になっておりますので、答弁漏れがないように、きっちりした答弁をお願い申し上げます。あわせて、議員の方にも申し上げます。ただいま4回目の質問を認めましたけれども、この後、予算審議の場合にそういうことが出てくるかもしれませんので、3回ということの原則を十二分にお守りいただいて、質問する際にそこら辺をまとめながら御質問をしていただきたいということを要望しておきたいと思っております。

午後1時21分 休憩

午後1時21分 再開

○議長（山口 要君）

再開します。

産業振興部長。

○産業振興部長（井上新一郎君）

お答えいたします。

今回の指定管理者の選定に当たりましては、ここに申請書を提出されております中身を見ながら選定をさせていただきました。私、担当部署の一委員として選定委員会のメンバーにも入っております、私の申し上げるのはすべてではない面もあるかわかりませんが、私の担当部署としての、この自主事業のとらえ方につきましては、一応このように18、19、20と3カ年分の自主事業の計画表を提出していただきまして、これを見たことによりまして、この指定管理者制度を導入する目的もある程度達せられるという、施設の利用増等につながる、導入目的も達成するということで、参考にはさせていただきますが、最終的には協定を重ねる段階で煮詰めをして、やっていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。神近議員。

**○11番（神近勝彦君）**

ちょっとお尋ねをしたいんですけど、山田議員の質問と重なるところもあるかわかりませんが、今回の5ページの収支、予算書ですよね。これを見たときと、議案は違いますが、一般会計の方の補正予算と比べたときに、かなり大きく開きがあり過ぎるんじゃないかなと。収入が9月以降ということで、2,890千円見られております。差し引きが12,000千円ということになっておるんですよね。ところが、一般会計の方で見れば、赤字額というものがかなり違うわけですよね。18年度、1年間。そしたら、この1年間で見たときということですので、訂正をしますが、そしたら、この1年間の考えでもっていけば、一般会計の方とは大体合うということ考えていいのかな。先ほどお話があったように、その後の自主事業収入というものもだんだんだんだん増加の傾向、そして、入館関係もかなり増加の傾向ということになっておりますが、このあたりについては本当に計画書そのものがきちんとした計画書があるのかな。私たちの手元にはないものですか。

**○議長（山口 要君）**

産業振興部長。

**○産業振興部長（井上新一郎君）**

お答えをいたします。

今回の指定管理者制度の導入に当たっての一つの目的であります、行政負担の軽減という目的の観点から御質問をいただいたと解釈しておりますが、今回、時系列的に申しますと、18年度の志田焼の里博物館に係る予算書の方で出てきておりますのが、商工費の中で21,160千円という当初予算があるわけでございます。それで、その中から今回6,525千円を減額いたしまして、7,663千円の増をお願いしておるわけでございますが、この中には、これが一応予算書の面に出てくる数字でございまして、今まで志田焼の里博物館の管理運営につきましては職員が携わっておりましたので、平日もたびたび博物館の方に出かけますし、土曜日、日曜日並びに祝祭日はすべて丸一日職員がその管理に当たるとしてございまして、予算書にあらわれていない部分としても、職員の人件費、あるいはまた予算の中で、今採用しております志田焼の里の臨時職員の分の共済費等も別の総務費の予算の方にありまして、その分をひくくめると、その分、経費の削減につながるということで、今回導入させていただいております。

それで、この計画につきましては、一応私どもとしては上限額というのを設けまして、今後、協定する中で、この範囲内で先方と協定を組めるように十分詰めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（山口 要君）

神近議員。

○11番（神近勝彦君）

内容的には御説明を受けたわけですが、これは基本的なところでお願いをしたいと。これは今回の志田焼だけじゃなくて、これから先いろんな指定管理者がふえてくると思うんですが、まず資料としてやはり欲しいのが、結局その団体さんの構成メンバーの組織表、それから、今私たちの手元にあります申請書ですね、それから、ほかに応募された方の申請書もいただきたいと。できましたら、こういう収支、予算書に対して、やはり私たちもこっちの補正予算の方を全部突きとめていかなければ、突き合わせができないという不便な点もあるんですよ。だから、行政の年間の予定金額に対して、結局こういうふう中途でいった場合に、これだけの差があるとか、こういうところで詰めることができるというふうな資料もいただかないと、今回もこちらの方から資料を下さいという申請をしなければいけないわけですね。言い方を変えれば、しなければ、ほんのかがみのだけしか出てきてないわけなんです。それは審議会の方で誠心誠意審議をされての結果だと思っておりますけれども、やはりこの議場において審議するに当たっては、そういう説明資料は事前にいただきたい、そのように要望しておきます。答弁は要りません。

○議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、質疑なしと認めます。

これで議案第105号の質疑を終わります。

次に、議案第106号 指定管理者の指定について質疑を行います。

なお、ここで地方自治法第117条の規定により、芦塚典子議員は除斥の対象になりますので、退席を求めます。

〔芦塚典子議員 退席〕

それでは、議案第106号 指定管理者の指定について質疑を行います。質疑ありませんか。  
神近議員。

○11番（神近勝彦君）

議案第106号の指定管理者について御質問したいと思います。

まず、この件については、先ほどの一番当初のお話の中で各議員の方からいろいろ出たんですが、先ほどまず言われた所在地と連絡先、この点について、やはり監査委員の方の住所、また電話番号になっておると。そういうことに関しては審査の方でもわかっていたと。法的には問題がないという御答弁をさっきされたと思うんですが、これは必ず監査をするんですよ、公的資金を出すわけですから。そしたら、そのときの監査はどうなるわけですか。

○議長（山口 要君）

企画部長。

○企画部長（桑原秋則君）

お答えします。

確かに指定管理者の制度については監査の対象となります。そういうことで、監査委員の除斥の規定がございまして、監査委員の身内の方、例えば父母とか配偶者、それから兄弟・姉妹等、一身上の件に関する事項については監査をすることができないとなっております。そういう場合は、市の段階では2名の方がおられるわけですが、もう一人の監査委員の方が監査をするということになっております。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

神近議員。

○11番（神近勝彦君）

それではやはり市の行政の中でうたってある公平な監査はできないんじゃないですか。たった1人の代表の監査だけになるわけですよ。たった1名さんの監査になるわけです。そうなったときに公平な監査が私は成立しないと、そのように理解するわけなんですよ。法律的には何ら問題がなかったにしろ、私はそこでまたひっかかってくるんじゃないかなと。そういうことであれば、やはり今回の指定の申請者の方を採用された理由が私はわからないと、そのあたりはどうなんでしょうか。

○議長（山口 要君）

企画部長。

○企画部長（桑原秋則君）

監査委員の公平さということでございますけれども、それにつきましては、私たちはあくまで申請の段階から選定の段階まで問題がないということで、議会の方をお願いをしたわけでございます。公平さとか、そういうものについては確かに指摘があっている分については問題がある部分があるかと思えますけれども、私たちとしては指定管理者の制度にのっとった選定委員会で審査をして、十分その問題も含めて、問題がないということで提出をお願いしておるところでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（山口 要君）

神近議員。

○11番（神近勝彦君）

問題がないと。法的には問題がない、それはわかります。でも、やはり市がうたっている公平公正さを考えれば、これはあくまでも私はおかしいと。公平さに欠けると。倫理的なものですよ、道義的なものなんです。でも、前提にやはりそれがあってこそその審議だと私は思うんですよね。ですから、そういう中の倫理的な、道義的な文言そのものが今回逸落をしていると、そのように感じるわけで、もしこれが何らかのトラブルがあった場合、市民の皆さんから行政、あるいは私ども議会の真意を問われた場合に、私たちはなかなか御説明ができなくなると、そのように思うわけですね。

これが仮に21日に可決されるであろうと、否決されるであろうと、その結果次第によっては、やはりこの審査された方、最悪の場合は、その皆さんの考え方についても今後厳しく追及せねばならないと思います。

○議長（山口 要君）

答弁は。（「いいです」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑ありませんか。山田議員。

○20番（山田伊佐男君）

済みません、所管ですけど、ちょっと納得いかないものがあつたんですよね。これも4月23日に役員改選をされています。その4月23日以前の代表者についてはだれだったのか。

それともう一つ、私、インターネットで検索をしたんですけども、今日まで旧役場の方が、この組織に対してはいろんな御相談事を受けたり、いろんなことがあっている記述があ

るわけですね。一つとってみますと、16年7月20日、NPO潮高満川が出しておる「会員各位様」という文書があるんですけども、この中に「当NPOの当初の名称は、やわらぎでした。現コミュニティーセンター楠風館の名称が公募により、やわらぎであったため、同じではよくないということで、2月14日、役場企画課より名称変更の依頼がありました。断固としてお断りをしておりましたが、変更しないと運営指定業者の入札に参加することができないとのことでしたので、変更せざるを得ませんでした」と、こういう文言があります。

「この名称変更に関しましては、会員の皆様に御相談の上すべきでございましたが、そうすると、時間がとれないうちにコミュニティーセンターの指定業者の入札が迫り、やむを得ず代表の独断で変更させていただいた次第でございます」と。この16年7月20日の時点における代表者はだれだったのか。そこら辺お伺いをしたいと思います。

それと、この文書から判断をしますと、NPOの名称を変えてくれと、同じ名称があるからと、それを変えていただくと、もう指定業者になしてやりますよというような、疑えばとれるような文書なんですね。そこら辺について経緯をお伺いいたしたいと思います。

**○議長（山口 要君）**

助役。

**○助役（古賀一也君）**

ただいまの御質問の、まず第1点目の、当時の代表者はだれかということでございますが、当時も代表者は理事の森恵子さんでございます。

それから、一連のインターネット掲載に伴います件につきましては、あくまでも楠風館の名称につきましては、いわゆる楠風館の運営協議会の中で協議をいたして、当初決定をしたわけでございます。その中で、やわらぎ館というようなことが御提案なされました。協議の結果、やわらぎでもいいんじゃないかというようなことになったわけですけども、その楠風館のすぐ隣に、もとのAコープ跡ですが、そこがやすらぎ館と。JAの葬儀場のやすらぎというのがあったわけでございますが、そこ間違うんじゃないかというようなことから、一応それを没にしまして公募をしたわけでございます。コミュニティーセンターの愛称を募集しますということで公募いたしました。そこに出てきたのが楠風館というようなことございまして、それから正式に楠風館ということに決まったわけでございます。

いわゆる運営協議会の段階で決定した、やわらぎ館ということにつきましては、当時の委員さんの中から当然提案されて決定したわけございまして、その後、変えてくださいとか



というようなことについては、私はちょっと存じ上げておりません。そういう経過はなかったと私は思っておったわけですが、そのことについては私は知らなかったということでございます。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

山田議員。

○20番（山田伊佐男君）

この文書から見れば、先ほど言いましたように、きちっと明確に名称変更したと。しかし、会員の皆様とか理事とかを集めて行われていないわけですよ。そういう名称変更をしておる中に、「変更しないと運営指定業者の入札に参加することができないことでありましたので」云々という文言が入っておるわけですよ。断固として反対をしてきたと、今までは。私どもが推測するには、指定業者にするからとまでは言っていないかも知りませんが、変えた方が指定管理者に応募できるんですよとか、そういう部分を多分言われて変えさせられたというようなことを書いてあるものですからね。これはもうインターネットで検索して出してもらえれば、ばっちり出ます。何人か出しておられると思いますけれども、そういうことで、事業計画についても役場にいろんな相談をされているわけですね、NPOを設立するに当たって。それはしようがないことなんです。しかし、そういうつながりが今までずっとあってきておるじゃないかという疑いを持たれるわけですよ。だから、公正な選定と言いますけれども、逆に言えば、私どもからいろんな条件がつけられたり、あるいは名称を変える等の条件をつけて、役場が最終的にはこれに最初から指定管理者になすような約束をしてあったんじゃないかと疑わざるを得ない部分が多いわけですよ。

そこでお伺いしたいんですけれども、先ほども自主事業について質問をいたしました。この申請書によって判断されたと思うんですよ。選定されたと思うんです。予算書をずっと見てみますと、委員会の中でも言ったんですけれども、最終的に入場者を7千何百人ふやすと言いながら、支出では、例えば電気料金もガス料金も水道料金も二、三年全く一緒とか、こういう予算書を見て、何で選定をされたのかと。自主事業についても、子育て支援事業をします、市民をサポートする支援をしますというようなことで、かなりの予算を委託料として、指定管理者になった部分をもらうようになっておるわけですよ。それをオーケーということで、これ選定したんでしょう。そういう意味じゃないんですか。これはあくまで審査

する、選定するための一つの資料としてもらうわけですか。それとも、この予算書を見て、自主事業もやっぱりおおむね市が考えておる以上にやってもらっておるということで選定されたのか、そこら辺の基準が、あくまで参考資料なのかですね。これが、この予算書、あるいは自主事業も全部含めて、事業もオーケーということで、そして選定されたのか、そこら辺が何かこうはっきりしないんですよ。

先ほどから言いましたように、確かに法的には抵触する部分はないと思いますけれども、あの施設は町民の税金によってできたわけですよ。それを民間に開放して民間に管理をさせますと。となると、やっぱり市民の皆さんは目が光っていますよ。だれがあそこの運営を今後管理していくのかなと。そこら辺を私は言いたいわけですよ。だから、今までの経緯等を見れば、かなり疑問を持たざるを得ないというのが私の考えでございます。簡潔にいいですけども、御答弁をいただきたいと思います。

**○議長（山口 要君）**

企画部長。

**○企画部長（桑原秋則君）**

20番議員の方から質問があった件についてお答えをいたします。

いろいろ、やすらぎとかなんとかNPOの名前がなっておりますけれども、当初16年のとき申請をされた団体名はネットワーク潮高満川と、一応そういうことになっております。平成16年4月から指定管理者ということで、町の方が旧塩田町の方で楠風館につきましては非常に地域密着型の施設であって、地域の団体に管理をお願いしようということで、指定管理者の募集をしましたところ、1団体の応募があったところでございます。その申請の中身で、いろいろ審査をしましたところ、事業の運営費で、町の意向とは全くかけ離れた運営費であったわけです。再三検討をいたしまして、再検討をしていただくようにということでお願いをしましたが、申請があっておりません。そういうことで、町としては経費節減の折から、施設の活性化という観点からも再公募をしないで地元の団体に指定ということで、当時、コミュニティーセンター運営協議会という組織がありまして、そこで楠風館の今後の運営の方法、このことをいろいろ議論されておりました。そういうことで、楠風館の運営協議会の方が管理している団体ということで、平成16年の4月22日から17年の9月30日まで指定管理者ということで管理をしていただいております。

途中、9月30日に一応辞退をされたわけでございますけれども、その辞退の理由といたし

まして、やはり楠風館のコミュニティーセンターの管理運営協議会、いわゆるそういうような施設のあり方について検討する団体が、楠風館が指定管理者となることについては非常に問題があるということで、いろんな意見等をいただきまして、当時の代表者の方も正式に指定審査委員会の中で、このことについてはきちんとしてもらわないと非常に問題があるということで、自主的に指定管理者を辞退されております。そういうことで、今日まで直営ということで来た経緯がございます。これはあくまで参考ですけれども、先ほどから経過ということで出ておりましたので御説明をさせていただきます。

それから、自主事業について、予算の面で非常に問題があるということで、これは総務常任委員会の中でも御指摘を受けたわけでございますけれども、これはいろいろ自主事業の内容につきましては、双方の団体ともいろいろ協議をしました。非常に整合性がとれていない部分がありましたので、その部分についてはきちんと確認をしながら、両方の団体ですね、そういうことで、お互いに確認をして、それで最終的に選定委員会にかけたわけでございますけれども、基本的には自主事業につきましては、市といたしましては見ないということで、あくまで本人さんの団体のノウハウを生かしながらやってくださいということでお願いをしております。そのことも確認をいただいております。

じゃ、これは何なのかと言われれば、これはあくまで参考とっては失礼ですけれども、特に18年度においては、あと残りも7カ月でありまして、こういうふうな事業ができるはずはございません。そういうことで、いろいろ事務局、企画の中でも協議をいたしまして、そしてまた、運営委員会の中でもいろいろ協議をいたしまして、このことについては、問題があった部分については、団体の方とも確認をして了解をいただいたところでの申請書ということで御了解いただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

山田議員。

○20番（山田伊佐男君）

自主事業予算書も含めて、この予算については、何ら最初に出された申請者の要するに考え方ということで、これをそのまま自主事業もさせるわけではないということで、私どもは参考資料ととればいいのかですね。私どもから見れば、この申請書がすべてオーケーで通って、そして、指定管理者に選定をしたというふうにとるわけですね。となれば、私どもが

やっぱりいただきたいのは、事業についてはこういうふうなことをやるというようなことに決定したとか、そういう部分まで欲しいなというような気がするわけですよね。あとはほかの方に任せます。

以上です。

○議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。太田議員。

○12番（太田重喜君）

先方と協議したと、協議の内容が全く我々に聞こえてこんわけですよ。そして、認めてくれと。おかし過ぎやしませんか。それとあわせて、学識経験者の方に入ってもらったと。これは一種の逃げ道ばってん、そういう学識経験者は今後使わないようにしてくださいよ。こんなとぼけたことを認めるような学識経験者は、今後はお願いしないようにお願いします。

途中のどういうふうな点を、どういうふうに話し合われたのか、我々には全く皆目検討つかんわけですよ。一つでもいいから、このところはこういうふうになっているんですけど、こういうふうにしましたよというのがあったら教えてください。（発言する者あり）

選定の条件について、すり合わせをしたというふうなことばってん、どこをどういうふうにしすり合わせして認定に至ったのか、認定するようにしたのか、その経緯は全く我々には、すり合わせをしましたというだけで、1カ所でもいいから、どのところはどういうふうにしましたというのがわかったら教えてくださいと言っているんですよ。

それとあわせて、それを認めてすんなりいいと言うような学識経験者は今後使わんようにしてくださいと言っているんですよ。

○議長（山口 要君）

答弁を求めます。企画課長。

○企画課長（三根清和君）

私は選定委員会の委員ではございませんけれども、選定委員会の事務局を仰せつかっておりましたので、事務局のところの考え方ということでお聞きいただきたいと思います。

まず、自主事業ですけど、これは志田焼の里と同じく、この経費については全部指定管理者の方で賄ってくださいということでお願いをしております。特に自主事業で必要になってきますのが、いろんな教室等に係ります人件費相当ですね。いろんな講師の方を呼んだりとかする場合がございますので、じゃ、その講習等の費用はどうすればいいですかというこ

とでしたけど、それは参加者の負担として賄ってくださいということで、そこは確認をいたしました。事業については、それでもやっていただけますかということで確認して、それはやっていきたいと思いますということでしたので、この自主事業としてはやっていただくものという心得でしております。

ここに自主事業の予算が上がっておりますけど、これについては、この中の委託料というところが市からの負担で賄うという欄になりますけれども、これについてもすべて参加者の負担で賄っていくということで確認をいたしました。

それと、あと15ページの18年度の予算のところなんですけれども、ここでもちょっと一番大きい間違いがあったのが、管理費の中の浄化槽管理56千円とあります。これはもう明らかにけた数の間違いでございまして、これは560千円という契約をもう既に結んでおりますので、こういうのは訂正させていただきますということでしております。

以上、選定する前に当たっての確認事項は以上のようなものですがけれども、それと同じくして予算も絡みますので、この申請でいきますと、自主事業で3,000千円程度。ここで差し引きの11,000千円ですので、11,749千円ですかね、15,000千円程度のこちらからの負担ということになりますけれども、これは今年度については、あと一般会計の方でお願いしておりますように、8,700千円でいいですねということで確認して、今回議会の方でお願いしているということでございます。

以上でございます。（「後段の部分についてはどなたか」と呼ぶ者あり）

#### ○企画部長（桑原秋則君）

指定管理者の選定における有識者の意見を聞かなきゃならないということにつきましては、条例の中に一応そういうことで選定の基準となっております。そういうことで（「いや、決まるとるとじゃなし、そういう人を今後使わないように」と呼ぶ者あり）

#### ○議長（山口 要君）

答弁を聞いてから2回目をしてください。

#### ○企画部長（桑原秋則君）

そういうことで、前段助役の方も申しあげましたけれども、有識者4名ということでお願いをいたしました。それについては、専門的な分野がいろいろ税理士の方とか、あるいは、いろいろ今までNPOの経験のあらわれる方とか、そういうふうな方を有識者ということで、意見を聞こうということでお願いをいたしました。それぞれプレゼン、あるいはヒアリング

をする中で御意見等をお伺いいたしまして、私たちと違った面のいろんな見方もされております。そういうことで、そのようなことを十分参酌しながら、勘案しながら、選定委員会としては最終的にNPO潮高満川に決めた経緯がございますけれども、結果については非常に双方の団体とも僅差で甲乙つけがたい内容だったわけです。選定の相違の点ということで、最終的にNPO潮高満川に決定をしたということがございますけれども、学識経験者については私たちがきちんとそれなりのノウハウを持った方を選定しておりますので、そういうことで御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

太田議員。

○12番（太田重喜君）

それじゃ、学識経験者の御意見というものは生かしていないということに理解していいですか。

○議長（山口 要君）

2回目の質問はそれで終わりですね。（「2回目の質問で、そういう的確な答えをくださいよ」と呼ぶ者あり）企画部長。

○企画部長（桑原秋則君）

お答えします。

学識経験者の意見というのを十分参酌しながら、生かしながら判断をいたしております。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

太田議員。3回目ですよ。

○12番（太田重喜君）

そういう学識経験者は今後は頼まないようにしてください。そうでしょう。あなた方は生かしたということで、これを通してきているんだから。それを議会無視も甚だしいような、きょうになってから撤回なんていう変な団体を認定するような基礎資料を出したのは、その学識経験者じゃないですか、今の言い方だったら。そういう学識経験者は今後使わないようにしてください。NPOなんて団体のいろいろな経験って、私もNPOの理事をしていますよ。簡単なもんですよ、NPOなんて。何を言っているんですか。だから、そういう学識経

験者は使わないようにしてください、今後。そこらについて答弁を市長お願いします。

**○市長（谷口太一郎君）**

お答え申し上げます。

今、担当部長お答え申し上げましたように、それぞれ御意見を承る方として学識経験者に入っていて、そして、同じ形で、いわゆる提案された方の御意見等も承って、そして、その意見に対して学識経験者の方はどう思われますかと、この企画についてどうですかというようなことも意見交換をさせていただいて、最終的には選定委員で決定をしたということでございまして、制度自体については的確に機能はしたんじゃないかなというふうに思っております。

ただ、先ほどの議案にもございましたように、私どもとしても議案として責任を持って出したわけでございますけれども、いわゆるきょうになって取り消しというふうな申し出をされるとは夢にも思っておりませんでしたので、その点につきましては重々申しわけなく思っておりますけれども、今後そういうことがないようにしていきたいということでお答えを申し上げたところでございます。

以上でございます。

**○議長（山口 要君）**

ほかに質疑はありませんか。平野議員。

**○19番（平野昭義君）**

このコミュニティーセンター楠風館のいきさつについては、これは塩田のものでございますから一番詳しく知っております。私もそこに16年の12月ぐらいでしたかね、一般公募がありまして、協議会の中に一時来ておりました。そういうことで、そのことの流れはすべて今日まで知ったつもりでおりますけど、まず、今回の7名の審査員さんが審査されて、その審査が今言われますように、撤回に至ったというようなところまでなったということについては、私の考えでは、審査員さんそのものがペーパーテストでただ判断されたのじゃないかと。先ほど企画課長が申されますように、非常に僅差で、どちらとも言えない差であったと。ならば、それ以前に町から委託されて、いわゆる運営されておった館長あたりの実績、そういう点は詮索されたのかと。といいますのは、普通、役場の採用試験も統一試験がありまして、あとは首長の判断で部署部署に入れますけど、たとえ1人が100点であっても、1人が98点であっても、場合によっては98点が優ということ、実績とか、それから部署部署の必要性

を勘案して入れると思います。そういう点で、前回の責任者である方の実力、あるいは仕事ぶりの評価はどうだったのか、ちょっとお尋ねします。

○議長（山口 要君）

助役。

○助役（古賀一也君）

ただいまの御質問でございますが、確かに以前指定管理者として業務を運営していただきました団体につきましては、非常に活性化を目指して今の楠風館があるものと、私自身思っておるところでございます。やっぱり今回の選定、選考につきましては、いろいろな角度の面から散見をいたしまして、結果的にこのような形になったわけでございますが、私はもう一つの団体につきましても非常な評価をしておると。先ほど企画部長が申しあげましたけれども、確かに僅差ではあったわけでございますが、それはそれなりに、もう一つの選定されなかった団体についても高い評価をしておるというふうな私の評価でございます。（375ページで訂正）

以上でございます。

○議長（山口 要君）

平野議員。

○19番（平野昭義君）

今、高い評価をされていると申されましたけど、大体そもそも話によりますと、いわゆる105号をされた方は、106号にも応募されたと。今の世の中、一つの事業でも大変な時代に、二つもよくよく応募する能力があったのかなと、私は不思議でならないわけ。どちらか当たればいいのかというような、そういうふうな、何となく、何と申しますか、公的機関だから適当にしていけばいいんじゃないかというのが腹の底にありやせんやったかと、そういうふうなことまで疑わざるを得ません。私ならば一つに絞ります。そうしないと、本当に市民の方にいい仕事をやってもらおうというふうなことは、初めから答えが出たようなもんじゃないかと思うわけです。ですから、そういう意味では、二つ選んでこられたときに、その選定委員長である助役はどういうふう判断されましたか。

○議長（山口 要君）

暫時休憩します。

午後2時3分 休憩



午後2時3分 再開

○議長（山口 要君）

再開します。

助役。

○助役（古賀一也君）

ただいまの御質問の前に、先ほど、今回選定されなかった団体に対して、大変高い評価をしておるといような誤解のある発言をしてしまいました。この分につきましては、訂正をさせていただきます。どうも済みません。

それで、ただいまの御質問でございますが、いわゆる一つの団体がコミュニティーセンターにも志田焼の里博物館の方にも応募をされておるといようなことから、ヒアリングの段階で、どうして二つも応募したんですかといようなことは率直に聞いております。答えといたしましては、ちょっと言い方が悪いかもわかりませんが、あわよくばといような感じもなきにしもあらずといような感じも確かにありました。そういうことから、いわゆるプレゼンテーションの中で、先ほどもちょっと申し上げましたけれども、志田焼の分につきましては相当開きがあったといふふうに申し上げましたけれども、そういったところでヒアリングの段階で、そのようなことも率直にお伺いをしたところでございます。

○議長（山口 要君）

平野議員。3回目です。

○19番（平野昭義君）

最後です。今るる聞きましたから、大体内容はわかりました。

ここにホームページの一部を私持っておりますけど、今度応募された方の住所、電話番号は、監査委員であり、議員であり、しかも兄弟姉妹であるということ、非常にそういう点が審査の段階でわからなかったかしれませんが、判定の基準になっていないと。そういうことがこういうふうな大きなトラブルになっておりますから、今後二度とこういうようなことがないように注意してください。よろしく申し上げます。

○議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで議案第106号の質疑を終わります。

芦塚議員の入場、着席を求めます。

〔芦塚典子議員 入場、着席〕

ここで、審議の途中ですが、2時15分まで休憩をいたします。

午後2時6分 休憩

午後2時15分 再開

○議長（山口 要君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第107号 平成18年度嬉野市一般会計補正予算（第2号）について質疑を行います。

まず、議案書1ページから7ページまでについて質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで7ページまでの質疑を終わります。

次に、事項別明細書、議案書8ページから18ページ、歳入予算全部について質疑を行います。質疑ありませんか。平野議員。

○19番（平野昭義君）

総務費の20ページですね。（発言する者あり）

○議長（山口 要君）

歳入のみです。（「次にします」と呼ぶ者あり）

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで歳入8ページから18ページまでの質疑を終わります。

次に、歳出、事項別明細書、19ページから26ページまで。第2款、総務費及び第3款、民生費について質疑を行います。質疑を行われる方は、ページ数をおっしゃっていただいて質問をお願いいたします。質疑ありませんか。平野議員。

○19番（平野昭義君）

先ほどは失礼しました。20ページの総務費ですね。この企画費の中に、先ほど条例でありましたけど、リーディング事業審議会委員ですね、15人、428千円ですけど、まず始められる時期と、それから回数がどれくらい予定されているのか。

○議長（山口 要君）

企画部長。

**○企画部長（桑原秋則君）**

リーディング事業審議会の回数につきましては5回程度を見込んでおります。大体15人の審議会の委員さんを、条例上そういうことで御説明を申し上げたと思います。15名の内訳でございしますが、議会議員の方から3名、それから市民の方が3名、これは一般公募をしていきたいというふうに考えております。それから、団体の代表者ということで9名、これにつきましては、いろいろ嘱託員会とか、商工会、あるいは観光協会とか、もろもろの団体の中からお願いをしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。（「済みません、もういっちょ。それじゃなか。それは知っとるけど、いつから立ち上げるの」「立ち上げはいつかて」と呼ぶ者あり）

本議会に提出をいたしておりますので、議決をいただいた後すぐですね、直ちに検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

**○議長（山口 要君）**

平野議員いいですね。（「はい、いいです」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑ありませんか。神近議員。

**○11番（神近勝彦君）**

同じく20ページ、13節の委託料の中に、業務委託、今回15,367千円計上されております。これが今回は人材派遣会社からの7名ということになっているわけですが、この7名の人材派遣会社から来られた方は、どのような職務をなされる予定なのか。この点についてお伺いをしたいと思います。

**○議長（山口 要君）**

総務部長。

**○総務部長（中島庸二君）**

お答えいたします。

この7名の方は、一応1名が技術的な職員、あとが事務の補助的な職員ということでお願いをしたいと思います。

それで、この7名を人材派遣からということでございますけれども、これにつきましては、嬉野市が合併いたしましてから2名の職員の退職と、それから広域と県に派遣をしております。

すのが2名ですね、それから長期病気休暇の方が2名、それと1名の介護休暇で、合計7名いらっしゃるんですけど、今後もまた広域のところ派遣する予定の人間が出てまいりますので、最低七、八名は必要だということで、今回7名をお願いしております。

ただ、技術的な者も事務の者も適材適所にはめたいわけですが、そういう方をどこにはめるかというのは、今後の機構の異動の中で、どこに必要かということが出てくるかと思っておりますので、それにあわせて適材適所に配置を考えております。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

神近議員。

○11番（神近勝彦君）

行政の立場として財政的な問題で見れば、認めざるを得ないかなというところもあるんですが、今、非常に個人情報保護の面ですよ、この観点でいった場合が、こういう公的な事務関係の方を人材派遣会社の方に本当に業務として任せていいのか、臨時、あるいは嘱託であれば、やはり1年間とか2年間とか、そのときの契約によって変わるんですが、やはり準公務員的な取り扱いの中で、守秘義務を全うしていただけるものと信じるわけですよ。ところが、派遣会社となってくれば、ちょっと私は意味合いが違ってくるんじゃないかなと。市内であれば、また違うかと思うんです。これが市外、あるいは県外の方がもしかしたら3カ月に一度とか半年に一度とか、そういうサイクルの中で派遣会社が変わってきた場合、そうなってきた場合に、この嬉野市の個人情報、あるいは公的な守秘義務が守られていくのかなと。そういう疑問をちょっと感じるわけなんです、その点について派遣会社とはどういう取り決めをされるわけですか。

○議長（山口 要君）

総務部長。

○総務部長（中島庸二君）

お答え申し上げます。

確かに議員御指摘のような案件を懸念いたします。ただ、これにつきましては、あくまで派遣をいただいたところの取り決めということで、当然守秘義務を守っていただく契約をしたいわけでございます。それと、今回これにつきましては、非常に主な要点といたしましては、嘱託職員さんが結構いらっしゃるんですけども、それが今回の法改正を踏まえて、週に30

時間という規定で今契約をしております。これでいきますと、1日6時間の規定になりますので、非常にその間の8時間労働をして、市役所の中で拘束するとなると、休憩時間も入れますと9時間以上になるわけですが、その中に3時間ほどあくとなると、業務が非常に煩雑になりまして、統制がとれないという経緯がございます。その解消をひとつ目指しております。

それと、この人材派遣のやり方ですけれども、都会であれば、いろいろな業種がいらっしゃいますけれども、今回はあくまで事務補助ということで、できれば地元の方を人材派遣に採用していただいて、その中から派遣をしていただくということで、契約の方は持っていきたいということで考えております。ただ、当然適任者がいらっしゃらなければ、近隣の武雄市、鹿島市ぐらいまでは当然通勤範囲が可能な中での対応だということで、こちら側としては考えております。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

神近議員。

○11番（神近勝彦君）

なるべく市内の方の雇用を望むということでございます。それは本当にやってもらわないと、やはりこういう雇用という原点の立場の中でも、かなり批判が出てくるんじゃないかなという気がするわけですね。基本的には市内在住者と、そういうことを必ず派遣会社の方にはやはり取り決めをしていただきたい。

もう1点がやはり雇用期間なんです。先ほど言ったように、短期サイクルでかえられては、本当に守秘業務が守れるのかという問題があるわけですね。その社員の方の事情によって、病気とかいろんな条件によって短期でかわられるのは、それは仕方ないと思うわけですが、やはり1年間契約されるなら、1年間は必ず人材をかえないような、あるいは、問題点があればしようがないですよ。でも、問題がなければ1年間は必ず人材をかえないと、そのようなところまでやはり信頼関係を結べるような、そのような取り決めをしていただきたいと思います。

○議長（山口 要君）

総務部長。

○総務部長（中島庸二君）

お答えを申し上げます。

確かにおっしゃるようなことだと思いますので、こちら側としても、この人材派遣になりますと、臨時の方は今の制度でいくと1年間しか雇用できません。当然、補充という形で考えておりますので、最高3年、特別長くであれば5年ということを考えられるわけですが、この中で必要であれば、1年じゃなくて2年ということも継続可能だと思いますので、できるだけその方を長期にお願いする場合は、そういうケースを想定して対応したいと思っております。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。副島議員。

○16番（副島敏之君）

同じく総務費の20ページ、15節ですけど、工事請負費の防犯設備設置工事、これは市長の説明のときには、18カ所というふうに記憶しておるんですが、両町にまたがっておると思うんですが、できれば主なものを五つぐらい上げていただければなと思います。

それから、これについては大体18カ所となれば、大体一つ200千円ぐらいになるんですが、これは警備会社と重なって防犯設備をされておるのか、その点も踏まえて答弁をお願いしたい。

○議長（山口 要君）

総務部長。

○総務部長（中島庸二君）

お答え申し上げます。

この件につきましては、警備会社との連動は今のところ考えておりません。

それと、この数でございますけれども、防犯設備工事につきましては18カ所、支所が7、本庁が11。それから、通話録音設備につきましては13ということで、本庁が8、支所が5でございます。ただ、この防犯設備設置工事につきましては、現在1、2階のすべてを網羅するというので、本庁の場合は11カ所というふうになります。それと、通話記録につきましては当然電話の上に置くような形ということで、各部長以上ということで、必要なところということで考えております。

それと、この防犯設備については、御質問ではなかったんですけども、常時監視という

ことではございませんので、何か懸案ができたときにスイッチを入れて動かすような形を考えております。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

副島議員。

○16番（副島敏之君）

ちょっと今聞き取りにくかったんで、部長申しわけない。この防犯設備の機能については、各部長が把握すると今おっしゃったんですかね。いわゆる防犯設備は、どういうふうな機能をするんですか。1階、2階は網羅すると言われましたけれども、その辺の警備会社とは何もタイアップしていないとおっしゃったもので、単独で例えば夜中とか、だれがどうやってわかるんでしょうかね。その辺をもう一回わかりやすく説明していただけますか。

○議長（山口 要君）

総務部長。

○総務部長（中島庸二君）

私が今申し上げた点の中で、これを監視装置という形で防犯設備ということで考えておりますけれども、お客様とトラブルがあったときのケースとか、あと不審者というような形が出てきたときに、初めてスイッチを入れて、その辺のやりとりを映すという形になるかと思えます。それで、常時夜間に強盗なり、そういう形を監視しているわけじゃございませんので、あくまで受付のカウンターの方からお客様の方、職員の方も映しまして、一応どういうやりとり、トラブルとかいろいろあったときの想定だということで、それから、いろいろ強要されたり、そういういろんなトラブルの対応のときが主体だということで、設置をさせていただくということで考えております。それも、それが起きたときに、例えばスイッチを何か所かにおいて、スイッチを入れればカメラが作動するというような形をとっていきたいと思っております。当然、常時の映し方ではないということで、常にプライバシーを監視しているということではございません。

以上でございます。（「関連」と呼ぶ者あり）

○議長（山口 要君）

田中議員。

○7番（田中政司君）

関連なんですけど、常時このカメラが作動しているわけではないと。トラブルが発生したときに作動すると。しかし、これ常識的に考えてですよ、トラブルが起きてからカメラをとっても、なぜ原因なのか、これ全然意味しないと思うんですよ、現実的に。トラブルが起きた後でとっても、両者がどういうふうなトラブルが原因になったのか、それは追及できないんですよ。その点いかがですか。

○議長（山口 要君）

総務部長。

○総務部長（中島庸二君）

お答えいたします。

確かに、ものの1分も2分もということで、もう納得されてお帰りになられた場合はそう問題ないということで考えております。あくまでその現場に10分とか15分とか、それ以上になって、窓口でいろいろあったり、どうかすれば踏み込んでくるというようなケースもあるかと思えますけど、そういうある程度期間がなつたときでないと重大なトラブルというのはちょっと想像できないんじゃないかということで、大声を上げられたり、いろいろ問題が出てきたときに、初めてこれはいろいろお願いをせんばいかなんということで、状況的なものを押さえるということで考えておりますので、いろいろお客様にトラブルがあるというのは当然あり得ないはずですので、そういうことでは想定はしておりません。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

田中議員。

○7番（田中政司君）

嬉野市の条例で、法令にのっとった公正で誠実な職務の遂行体制を確保する条例と、こうあるわけですよ。市の職員が、いわゆる自治会、あるいは市民の人からいろんな、何といえますか、要求ですとか、それが正当な要求である場合もあるし、不当な要求である場合もあるわけですよ。それを判断するのは当然職員が判断をするわけなんですけれども、そこで、いわゆるこういうカメラを設置して、そういう起きたときのためにととらえるのも大事なんですけど、そういうことが仮に起こったときに、いかに対応をしていくか。例えば、まずだれに連絡をする、だれがどういうふうに対応するという、そういうマニュアル、こっちをとにかく設置していただく。そのマニュアルというものをまず確実につくっておられるのか



どうか。何かあったときの対応マニュアルをつくっておられるのかどうか、それをまず確認したいと思います。

○議長（山口 要君）

総務部長。

○総務部長（中島庸二君）

マニュアル的なものは別にもありますけれども、福岡大学の山下先生あたりの研修のときに、過去の塩田町の時代にもありますので、それを参考にさせて、あるということで、それに基づいて行っております。

また、責任ある立場というのは、あくまでいろんな苦情とか、さまざまな問題で、まず最初は担当職員が当然対応しなくてはいけないと思いますけれども、それ以上になって結論を出す場合は、少なくとも全部部長が対応するというので市役所は統一しておりますので、そのあれで動いております。

○議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。山田議員。

○20番（山田伊佐男君）

所管で申しわけないんですけども、委員会で私も納得がいきませんでしたので。というのが、このカメラの問題ですけども、5,000千円という大きな予算なんですよね。そこで聞いてみますと、当初は個人情報の漏えいを防ぐため云々言われたけれども、最終的には外からの不当な圧力といいますか、こういう部分に対処していくというふうに判断せざるを得ん答弁なんですけれども、私はこの予算のつけ方が、教育費の小学校費かなと思ったら、何のことはない、役場ということなんですよね。田中議員と一緒に部分になるわけですけども、どこに民間会社についても、いろんな企業でも苦情というものがあるわけですよね。田中議員が言われたのは暴力行為とか、あるいは不当な要求に対しては公正で誠実なという条例が使えると思うんです。その苦情に対してどのように対処しているかというのが問題だと思うんですよね。

どこの民間企業も、例えば窓口で苦情を言われてきたら、やっぱり業務に支障を来すから、それなりに上司が対応していく、あるいは本社のサービス課とか、あるいは法務課とか、こういうところがあって、そこで対処していくというふうになるわけで、その対応が役場できちっとできているのかというのがやっぱり疑問に思うわけですよね。

今まで外から来た人は、不当な要求とか、あるいは暴力的と判断できない部分、多分苦情だという形で処理せにゃいかんと思うんですけども、例えば、庁舎内に苦情の処理対策室とかがあるのか。マニュアル等についてはある程度は設置されているようなことを言われていますけれども、どこの会社もそういうサービスをやっておるところはあるんですよ。例えば、窓口で苦情を言ってこられたら、その職員はどう対応しなければいけないかというマニュアルがあるわけですよ。それは上司が後には対処していくわけですよ。例えば、その方が、あんた、あんたと用があると云っても、やっぱりうちの規則がそうなっていますから、ぜひこの部屋に来てくださいということで穏便に持っていくと。難しい部分もありますけどね。そして、その上司が対策を練っていくと。そして、法律的なものがあるとするならば、本社の法務対策室とかサービス課とか、そういうところが対応していくようになっておるわけですけども、そこら辺の対策もきちっとして、そして、職員に対してもやっぱり勉強会を含めて3回、4回徹底させて、それでも外圧に対して耐えられないというなら、この5,000千円は私は納得するんですよ。

大人の世界にカメラをつけていく。じゃ、小学校は不審者が来たらどうするのかという、学校教育現場は市庁舎みたいに人間もおらんですよ。そういうところだったら私は納得するんですけど、どうも腑に落ちないわけですよ。市長、これお聞きしますけれども、やっぱり外からのいろんな苦情とかに対して、もう限界ですか、この役場というのは、市役所というのは。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答えを申し上げます。

議員御発言の趣旨については十分理解いたしますけれども、現在の状況等を把握しておりますと、やはり非常に厳しい状況であるというふうに考えております。

ですから、先ほど総務部長申し上げましたように、窓口の対応等につきましても非常に厳しい状況でございますので、嬉野市役所全体がとにかく部長が前面に出て対応しようということでも意思の統一もしているところでございます。また、それ以前にはいろんな法的な勉強会等もいたしております。しかしながら、やはり私どもとしては、このような対応できる手段を一つ一つ設置して行って、何とか市民の皆さんの負託にこたえたいということでござ

いますので、どういう状況なのかということをおっしゃると、私がかつて経験したことがないような状況でございますので、何とかお願いをしたいということでございます。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

山田議員。

○20番（山田伊佐男君）

私自身として考えているのは、やっぱり通話の記録等については納得する部分があるわけですよ。言葉、会話の中である程度ぴしっとできるんじゃないかという気持ちを持っているわけですね。監視カメラ18台なんで、県下では原子力発電所がある玄海町だけというふうにお聞きしております。しかし、あそこは全く今は稼働していないと。これを5,000千円使って、それだけ私は市民を納得させ切るかというのと、ちょっと不安でならないわけです。その現場に立ち会ったことがありませんので、わかりませんのでね。

18台というのが妥当なのか。例えば、委員会で聞くところによると、1階のフロアに4台か6台かと言われたんですけどね、そんなに必要かなというふうに、そこまで押し迫っているのかなと思ったんですけどね。例えば二台、三台、3分の2に減らして対応できるという可能性がないのか。余りにも金額が太いもんですから、そのように思っています。

これが何年続くかわかりませんが、1年でこれが終わったなら5,000千円はかなり高いなというふうに危惧するわけで、設置の台数等についてもさらに検討する余地はないのかどうか、そこら辺についてお伺いします。

○議長（山口 要君）

総務部長。

○総務部長（中島庸二君）

お答えいたします。

確かに議員おっしゃるように、すべての課にこれが必要かというのは今後の検討の課題だと思います。これは一応満遍なくということで考えておりますので、その方面につきましては、ある程度カバーできればやむを得ない点もあるかと思っております。

ただ、これを今回お願いしたのは、市長申し上げましたように、まずやっぱり職員の意識改革と、お客様——例えば、苦情ばかり私は申し上げましたけれども、まず誠意を持って対応するのが一番だと思っております。確に対応の時期に職員の口のきき方が悪かったり

なんかする場合もあるかと思しますので、一概にお客様ばかりが悪いとは言えないケースもあるかと思しますので、その辺も含めまして、やっぱりある程度記録をとった方がいい面も出てくるんじゃないかと思っておりますので、そういう意味で、すべて市民の方、外からの皆様に対してそういう形の対応をぜひとりたいということではございません。あくまで、こちらはこちらのサービス機関としてやっぱり対応しなくてはいけないと思っておりますので、その辺、議員が御指摘のように、ここは要らないんじゃないか、要るかというところは、もう一度私の方でも検討させていただきます。かなり柱が大きくございまして、非常に映りにくいところもあるので、これだけの台数になっているかと思えます。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。田口議員。

○17番（田口好秋君）

所管ですが、先ほどの問題に関連して、ちょっとお尋ねします。

このカメラですね、市長の応接室には設置されるんですか。ちょっとお尋ねします。

○議長（山口 要君）

総務部長。

○総務部長（中島庸二君）

今のところは検討しておりません。設置いたしません。

○議長（山口 要君）

田口議員。

○17番（田口好秋君）

私の経験ですが、もう日にちもはっきりしております。市長も経験されておると思いますが、私の経験上では市長の応接室には設置した方が、過去の例からして、いいんじゃないかなと思いますが、市長どう考えられますか。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

原則的なことを申し上げますと、やはりフロアの秩序を確保するということを第一に考え

ておるところでございまして、当然私の応接室ということにつきましては、いわゆる対応する場所には入れていないということで考えております。そういうことで御理解いただきたいと思っております。よろしいでしょうか。

○議長（山口 要君）

田口議員。

○17番（田口好秋君）

市長がそこまでおっしゃるなら、それでもいいと思いますが、あのときは唯一あの場面がカメラに残っておったら、あるいは録音されていたら、逮捕できたという事案でありました。そういうことも今後検討されていった方がいいんじゃないかと思っております。

○議長（山口 要君）

ほかに。神近議員。

○11番（神近勝彦君）

同じく20ページの、また委託料の行政診断についてお伺いをしたいんですが、この行政診断については、複雑多様化する行政需要と、新たな行政課題に的確に対応できる職員定数、組織機構を分析するというふうなことを言われているわけですが、これについて、職員の能力については診断をされる予定があるのかないのか。

○議長（山口 要君）

総務部長。

○総務部長（中島庸二君）

職員の能力につきましては、当然、適材適所がまず人員配置としては、それを行うのが配置する部署の責任だということで対応したいと思っておりますので、この件につきましては、確かにこの中には入っておりません。どういう形の診断でそれが出てくるのか、その辺については、この行政診断の中には確かに入っておりません。

○議長（山口 要君）

神近議員。

○11番（神近勝彦君）

これはですね、的確に対応できるとなれば、やはり個々の能力がまず第一目じゃないかなという気がするわけですよ、職員数じゃなくて。やはり職員さんの中の、結局、個々の能力、これを最大限に引き出すことが能力の向上につながるわけですね。それを外部に診断し

ていただくことがやはり私は大事じゃないかなと。内部判断でやられるよりも、こういうことはやはり外部から判断してもらった方が適材適所につながるんじゃないかなという気がするんですが、その点について、まだ考えられる余地はございませんか。

○議長（山口 要君）

総務部長。

○総務部長（中島庸二君）

お答え申し上げます。

確かにそのような判断ができれば、そういうことも検討はしてみたいと思っております。ただ、この行政診断につきましては、さまざまな方向からやっぱり出てくるかと思っておりますので、今回、合併いたしまして、非常に業務が輻輳したり、また、適材な人員が配置できなかったりしていますし、そういう機構からすべて含めていろいろ検討させていただきますので、できれば、その辺のものも出てくれば、お願いをしたいと考えております。

○議長（山口 要君）

神近議員。

○11番（神近勝彦君）

今、部長が言われるように、結局合併して職員がいろんな入り乱れていると言ったらおかしいですけども、やはりそういうふうな感じで、塩田の方が嬉野に来たり、嬉野の方が塩田に来たりとか、そして、部課長級はやはりすべての職員の能力はまだ把握できていないと思うわけですね。だからそういうためには、今回行政診断をされるなら、やはりここで職員の能力というものの一つの診断はされていくべきだと思います。

○議長（山口 要君）

答弁は。（「いいです」と呼ぶ者あり）いいですか。西村議員。

○18番（西村信夫君）

25ページの民生費についてお尋ねしたいと思います。

一番上の目の社会福祉総務費ということで、委託料が医療システム改修で1,000千円計上されております。あわせて、災害罹災見舞金が350千円計上されております。

その下の障害者福祉費までお尋ねしたいと思います。障害福祉計画策定委員が10名で、委託料が2,000千円計上されておりますけれども、まず第1項目め、医療システムについて具体的にどういうふうなシステムなのか、その点と、災害罹災見舞金というようなことに

については、どういうふうな見舞金なのか、対象はどのくらいの人があったのか。それから、あわせて障害者福祉計画が策定されるわけですが、2,000千円という具体的な配分についてお尋ねしたいと思います。

○議長（山口 要君）

本庁福祉課長。

○福祉課長（本庁）（大森紹正君）

まず1点目、医療システムの改修でございますけれども、これにつきましては重度身体障害者の医療費助成、それから乳幼児医療費助成、ひとり親家庭医療費助成、この三つの医療制度が7月1日より医療制度を改正することに伴いまして、システムの改修を行うものです。

それから、その次の扶助費につきましては、災害罹災見舞金ですけれども、これにつきましては当初予算100千円を計上いたしておりましたけれども、火災等の発生によりまして、当初予算をすべて使い切りまして、今後災害の発生が見込まれる、全焼1軒につき50千円ですけれども、これを3戸、それから床上浸水につきましては20千円ということで10戸分、合わせて350千円の増額補正を行うものです。

それから、障害福祉費の報酬につきましては、障害福祉計画策定委員10名にかかるもので、日額報酬5,700円の10人掛け4回ということで、228千円の補正でございます。

○議長（山口 要君）

西村議員。

○18番（西村信夫君）

医療システムについては、身体障害者の制度に基づいた改修の費用ということですが、次の災害罹災見舞金ということについては、火災が非常に多発しておりまして、市内においては7件というようなことで、その火災のいろんな程度によって見舞金が支給されるというように受けとめておりますが、火災見舞金の全焼の場合は1件につき50千円ということですが、半焼とか、そういった場合については30千円とかいうようなことになっておりますけれども、今回、全焼が何件あって、半焼は何件ぐらいの該当があったのかその点まで含めてお尋ねをしたいと思います。

それから、障害福祉計画については、先ほど担当課長が具体的回数まで審議されるということでありましたけれども、いつから本実施の過程まで策定できるのか。その点まで含めてお尋ねします。

○議長（山口 要君）

福祉課長。

○福祉課長（本庁）（大森紹正君）

まず、災害罹災見舞金ですけれども、これにつきましては、火災が全焼4軒、それから半焼が1軒ということでございます。支出済額230千円ということで、当初予算から不足します130千円につきましては、予備費充用で対応させていただいております。

それから、障害福祉計画の策定につきましては、本補正予算が可決いただきましたら、直ちに準備に入りまして、今年度中に策定をしたいというふうに考えております。

○議長（山口 要君）

西村議員。

○18番（西村信夫君）

3回目ですが、災害罹災見舞金ということについては、先ほど具体的に全焼が4軒、半焼が1軒というようなことで補正を組んでおられますけれども、やはり火災が発生して、あるいは災害が多くなった場合については、こういった市の見舞金まで負担をせにゃいけないという事態が発生しますので、これは未然防止するために、まず火災防止の喚起を促していくべきだと、私はそれ以上をお願いしたいと思います。

それから、障害者福祉計画策定については、いつから本実施をされるのか。先ほど策定委員会が4回で10名分というようなことで言われましたけれども、期間は4回、何カ月間においてこれを審議されるのか、その点含めてお尋ねします。

○議長（山口 要君）

福祉課長。

○福祉課長（本庁）（大森紹正君）

まず、策定に当たりましては、アンケート調査等をまず実施しましてからということになりますので、そのアンケート調査などをなるべく早期、できれば7月に策定委員の会議等を催しながら実施をしていきたいと思っております。

○議長（山口 要君）

山田議員。

○20番（山田伊佐男君）

関連で25ページですね。策定委員の関係、今10人とおっしゃいましたが、この10人に



ついて、メンバーがわかっていたらお教え願いたいというふうに思います。

○議長（山口 要君）

福祉部長。

○福祉部長（田代 勇君）

策定委員のメンバーにつきましては、これは今内部で検討しております設置要綱の中に、まず1番目に、障害者福祉関係団体に所属する者、2番目に、公募により選出された市民、3番目に、地域で障害者支援をする団体に属する者、それから4番目に、障害者福祉関係の業務に従事する者、5番目に、識見を有する者、6番目に、障害者福祉に関係する行政機関の職員、7番目に、前各項に掲げる者のほか、市長が必要と認める者というような形で、大体七つの分野から10名を選考したいと思っております。

○議長（山口 要君）

山田議員。

○20番（山田伊佐男君）

わかりました。障害者に理解のある人の策定に入るわけですがけれども、進んだ地方自治体においては、障害者の計画等にかかわる問題について、やっぱり障害者当事者を置いている箇所、1人とかあるんですよね、もうぼちぼちですね。障害者の方を理解している方はおられるんですがけれども、障害者の当事者というのはほとんどなくて、やっぱり障害者抜きに障害者のことは決めないでほしいという意見もあるわけで、ここは県内で初めてになる可能性もあるわけですがけれども、やっぱり障害者当事者を一人でも入れていくという方向性については考えられないのかどうか。そこだけお答えをいただきたいと思います。

○議長（山口 要君）

福祉部長。

○福祉部長（田代 勇君）

障害者本人をこの策定委員会の委員ということについて任命する考えがあるかということでございますけど、現在、この要綱もまだ上司の決定を受けておりませんので、そういったことを含めて、人選の段階で検討させていただきたいと思います。（「終わります」と呼ぶ者あり）

○議長（山口 要君）

田中議員。

○7番（田中政司君）

ちょっと戻ります。22ページの地域振興事業費の中の地域活性化プラン協働策定事業の4,000千円でちょっと質問をしたいんですが、これはいわゆる県の新規事業ですよ。これはたしか合併に伴う新規事業で、4,000千円のうちの2,000千円を県が補助するということだというふうに認識をしておりますが、18年度、嬉野市と佐賀市の2地区がこの事業で地域振興策、いわゆる地域活性化プランを策定するということだというふうに思いますが、この中で説明によりますと、いわゆる嬉野、塩田地区のまちづくりのグループというものを発起人にして協議会を立ち上げ、その協議会にまちづくりのいわゆる今後の安全、安心な地域づくりに努めるための、要するに地域づくりをするための、何といたしますか、嬉野の戦略的地域振興計画というものを策定するというふうになっているわけですが、まずお聞きをしたいのは、これは県からはたしか単年度だと思うんですが、そこら辺の確認と、大体嬉野、塩田地区のまちづくりグループというものを発起人とするふうにご検討されるようですが、これは大体どれぐらいのメンバーで、この協議会をつくっていかうかと考えておられるのか。

それと、いわゆるこれがまちづくり計画と同時進行という形の中で持っていけるのか、まずお聞きをいたしたいというふうに思います。

○議長（山口 要君）

企画部長。

○企画部長（桑原秋則君）

お答えをいたします。

地域活性化プラン協働策定事業というようなことで4,000千円お願いをしておりますけれども、これにつきましては合併をした町村への支援事業ということで、先ほど申されましたように、佐賀市と嬉野市ということで、県の方から対象ということでいただいております。

そういうことで、メンバーにつきましては民間レベルで、民間主導の地域活性化推進協議会というようなことで、人に優しいまちづくり協議会というふうな名称で一応お願いしようかと思っております。メンバーにつきましては、旧両町のそれぞれ団体の方を含めまして、行政側からも入れまして、全部で17名で組織するようにならしていただいております。

それから、実施年度は18年度ということで、単年度の事業ということで考えております。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

田中議員。

○7番（田中政司君）

確かに合併で単年度でこういう事業があるからというふうに、それと、最後のまちづくりと並行するかどうかということがちょっとまだだったんですが、先にそれをお聞かせいただけますか。

○議長（山口 要君）

企画部長。

○企画部長（桑原秋則君）

当然、まちづくり計画には、それぞれ合併旧両町の関係を含めまして、まちづくり計画を定めておりますけれども、この議論していただいた、いろんな提案をいただいた件については、一応まちづくり計画に生かすということで、総合計画、そういうふうな中にも生かしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

田中議員。

○7番（田中政司君）

単年度で4,000千円という、17名で4,000千円ですよね、いわゆる協議会に対しての補助金というのがですね。これを協議会というのを単年度でつくって、次年度までいわゆるそういう協議会がずっと継続して行って、そういう人に優しい民間レベルの協議会として継続していくためには、それなりのいわゆるお金も当然必要になってくるかなというふうを感じるわけですが、これ単年度で使ってしまって、来年度からお金がありませんから、もうこういう協議会はやめますという形になるのか。割とそういうのは多いんですよね。補助があるから、単年度でつくった方がいいが、とりあえず済んだからもうやめますというふうになるのか。そこら辺の、現段階においてどういうふうにこの協議会というものを、17名とおっしゃいましたけど、わかるようでしたら、その出身の団体とか、どこの代表なのかというのと、いわゆることしいっぱいで補助金は終わるけれども、今後も活動をお願いしようと考えておられるのか。その2点、まずお聞きをします。

○議長（山口 要君）

企画部長。

○企画部長（桑原秋則君）

お答えします。

単年度事業ということで申し上げましたけれども、いろいろ協議会の中で議論をしていただくわけがございますけれども、やはりあと事業について、ぜひこういう議論をしていきたいということであれば、またその時点で検討はしていきたいというふうに考えております。

それから、メンバーにつきましては一応17名ということで、公募を3名予定しております。それから各種団体の方ですね、それぞれ旧塩田町、旧嬉野町、それぞれの団体からバランスよく、女性の方も含めたところで考えております。それから、専門家の委員さんも一応アドバイザー的をお願いをいたしております。それから、県の職員さん2名ということで、合わせまして17名ということで考えております。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

田中議員。

○7番（田中政司君）

差し支えなかったら、現在、それぞれの団体というふうにおっしゃいましたけど、それぞれの団体というのを大まかなところでもわかったらお教え願いたいというふうに思います。

私からもこれお願いということなんですが、こういう非常にいいことにどんどんどんどん取り組んでいかれるのはいいんですが、後でしりすぼみにならないようにやっていただきたい。目的があって、これ手段としてつくったわけですから、結局つくったはいいが、その手段をどんどんどんどん活用しないで、最後結局しりすぼみになるような気がするんですね、常に。だから、補助金をいただいて、こういう協議会をつくった以上は、やはり目的へ向かって着実にやっていただきたいと、しりすぼみしないようなやり方をとっていただきたいということをお願いしておきます。

それぞれの団体というのがわかりましたら教えてください。

○議長（山口 要君）

企画部長。

○企画部長（桑原秋則君）

団体名を申し上げますけれども、商工会の成年部、それからNPOの団体、それから職人のまち組合の代表の方、それから塩田町の商工会婦人部の代表の方となっております。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。秋月議員。

○4番（秋月留美子君）

企画部長の方にお尋ねですけど、NPOまつり嬉野の事務局の方から、回覧板を通して2回、これの公募委員が出ていますけれども、3名の公募委員の選定がそちらの方で一方的に決められるようですけども、どういうふうな基準で選ばれるのか。

それから、この中に嬉野町の方の女性団体が入っていませんけれども、その辺をお尋ねしたいです。

○議長（山口 要君）

地域振興課長。

○地域振興課長（中島文二郎君）

それでは、お答えをいたします。

現在、両町の発起人で立ち上げをしていただいております。そういった中で、この予算が通れば、正式なところでの基準が設定をされると思います。現在のところは、あくまでもあるというふうな形で、そういった方の、今部長が申しましたようなメンバーでしたらどうかというような話がある段階であります。

それから、女性の方ですけども、この予算が通れば、その辺も含めたところで、その協議会の中で十分協議をしていただくということで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（山口 要君）

秋月議員。

○4番（秋月留美子君）

公募3名のチラシには、こちらの方で選定しますというふうに書いてあったんですけど、その辺の選定基準と、それから、大体どういうふうな方に持っていこうというふうな意図があつて、これをされると思うんですけども、それをちょっと説明していただきたいんです。

○議長（山口 要君）

地域振興課長。

○地域振興課長（中島文二郎君）

この人に優しいまちづくり協議会につきましては、市民の方でというようなことで、行政

主導じゃないというようなことで、この基準については、その協議会の中での規約をつくっていただきたい。そういった中で、NPOまつり嬉野は、今現在、一般公募されておりますが、そのことにつきましては、そういった民間の市民の団体での基準で公募をされているというようなことで、あと塩田の方は、この議会で通れば7月の市報の中でも、そういった一般公募をかけていきたいというふうなところであります。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

秋月議員。

○4番（秋月留美子君）

NPOまつり嬉野の事務局自体、外郭団体と思うんですけれども、これはほとんど行政の方からお金が出ていますから、これは本当に公平な判断での民間主導のあれにはならないと思います。その上に公募までそちらの方で選定されるということだったら、何か行政側のやり方になってしまうような気がしますけど。

○議長（山口 要君）

地域振興課長。

○地域振興課長（中島文二郎君）

それでは、お答えをいたします。

まず現在のところ、そのまちづくり協議会も設置をされておられません。そういった、今、設置の準備をしているところでございます、こういった一般の公募委員を今募集しているところでございます。この基準といたしましては、やはりそこは行政主導じゃなくして民間主導という形で、公平に選定をしていただくものというふうに考えております。

以上です。

○議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。平野議員。

○19番（平野昭義君）

予算書の中では21ページですね。今の関連ですけど、このことについては、私は2市4町、1市3町の合併協議会の中で言う、いわゆる地域審議会に当たるんじゃないかと理解しておりますけど、そのことについては非常に大事な問題と。これはたまたま嬉野と塩田の二つでしたから簡単なようですけど、これが大きくなればなるほど、地域の田舎は廃れると。です

から、こういうことをつくって、活性化するための委員にきなさいというふうなことの意味と思いますが、谷口市長が4月から5月、そして6月まで、語ろう会をずっと懸命に頑張っておられますけど、その中にこの17名の委員の方が集まって、しかもトータルで13,000千円以上の予算がつけ込まれるわけですけど、具体的に例えば塩田の問題、あるいは嬉野の問題というふうなことが出される場だと思いますけど、ただの審議会というふうなことの諮問機関じゃなくして、生の生きた活動機関と、そういうふうに理解してもいいでしょうか。

○議長（山口 要君）

地域振興課長。

○地域振興課長（中島文二郎君）

お答えをいたします。

今、議員の発言ですけれども、21ページの地域コミュニティ審議会の委員さんと、ただいまお答えをいたしました22ページの19節の負担金、補助及び交付金の地域活性化プラン協働策定事業については、これは別事業でございます。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

平野議員。

○19番（平野昭義君）

私は、いわゆる21ページの地域振興事業費のところの中身を申しておったつもりですけど、これは議案第97号とはちょっと意味が違っております。済みませんでした。この中で、いわゆる11人の委員さんが先ほどからいろいろあっているように、2,500千円、あるいは4,000千円と多額な金でいろいろな事業をなされますけど、ここが一番出発点で大事なところじゃないかと思えますから、この辺については谷口市長じきじきのやり方について答弁を聞きたいんですけど。

○議長（山口 要君）

暫時休憩をいたします。

午後3時11分 休憩

午後3時11分 再開

○議長（山口 要君）

再開します。

はい、どうぞ。平野議員。

○19番（平野昭義君）

ただいま議長が申されましたように、21ページの8目の地域振興事業費のことですよ。

（発言する者あり）私、21ページと22ページの全部の目を指して言ったと思いますけど。全部の目。（発言する者あり）

○議長（山口 要君）

暫時休憩します。

午後3時12分 休憩

午後3時13分 再開

○議長（山口 要君）

再開いたします。

平野議員。

○19番（平野昭義君）

目を中心にして、あと具体的に、要するに節とかいうふうなのになって予算が計上されておりますから、そういう意味では、まず目から始まって、順次予算に計上されるというふう  
に理解して今質問しておりますけど、今のあなたたちの言い方では、各区分ごとになってお  
りますというふうなことですけど、そういう中では、この目に対する全般的なことについて  
は、市長としてはいかがですかと言っておるわけですよ。目全体が13,922千円ありますから、  
これを具体的にずっと区分的に使っておりますから、この中身について、市長として答弁を  
お願いしたいと言っています。（「地域活性化——地域振興事業全部について、所信の考え  
を」と呼ぶ者あり）

○議長（山口 要君）

暫時休憩します。

午後3時14分 休憩

午後3時14分 再開

○議長（山口 要君）

再開します。

市長、どうぞ。

○市長（谷口太一郎君）



平野議員のお尋ねについてお答えを申し上げたいと思います。

目で、地域振興事業費全体についての考え方をということでございます。

議員御発言のように、4月の第1週から5月いっぱい、また今6月、嬉野地区で対話集会をやっているわけですが、やはり御意見の多い中に、地域コミュニティーをどうしてつくっていくのかということが盛んにお尋ねとしてあるわけですが、そのときにお答え申し上げておりますのは、いわゆる今までは市役所がありまして、そして、それが行政嘱託員さんを通じて区に通じる。そして、それがまた小さくなりますと班に通じるというふうな縦割りの組織で動いてきたわけですが、これからはそれに加えて、地域の例えば、PTAの皆さんとか、それから老人会の皆さんとか、そしてまた、農業関係のいろんな団体の皆さんとか、そういうそれぞれの地域での横のつながりをつくっていくためにコミュニティー事業を行っていきたく。その力となっていただくのは、行政ではなくて、いわゆる市民の力だというふうにお答えを申し上げてまいっております。

そういう点では、ここに書いてありますように、今ようやくですね、例えば、いろんな審議会、またその他につきましても、組織的に立ち上げをしようというふうな段階でございまして、いろんな委員の組織とか、そういうもので予算組みをお願いしておるところでございます。

ただ、この地域活性化プラン協働策定事業4,000千円といいますのは、これは先ほど担当部長申し上げましたように、これは以前から嬉野地区を中心といたしまして、人に優しいまちづくりということを目指して努力をしてきたわけですが、そういう中で、知事の特段の肝いりということもございまして、この嬉野と、それからもう一つは、佐賀市の古湯地区ですね、その地区を中心として、いわゆる人に優しい地域づくりということを進めていこうというのを、一応県といたしましては初めての事業の取り組みということでございます。

この中身につきましては、先ほど部長申し上げましたように、一応市民の方に参加していただいて、そして計画をつくっていくわけですが、それについて、主なものは冒頭の提案理由の説明の中で申しておりますけれども、要するにバリアフリーということを視点に置いて、地域、特に観光地をつくっていこうということで、県の肝いりで動き出したところでございます。

そういう点で、当然ハード事業ではないわけですが、ソフト事業でございます。そういう点で、先ほど二、三の議員からお尋ねがっておりますように、やはり地域をよく

知った人たちがこの事業に参加をしていただいて、そして、その計画をつくっていただくというふうなことになるのではないかなと思っております。そして結果的には、それでハードをどうこうということではなくて、そういう計画はつくったものを、今度はまたそれぞれの地域の方が自分たちのものとして考えていって、そして、いわゆる障害を持っておられる方に対して、優しい態度といいますか、優しい心構えを持って接していくことによって地域が活性化するというふうな考えでございますので、先ほど担当部長申し上げておりますように、これこそ行政主導ではなくて、本当に地域の方の意見をいただいて計画をつくっていくと、そういうことで、県と一緒に取り組む事業でございますので、御理解いただきたいと思えます。

もとに戻りますけど、平野議員お尋ねの件につきましては、地域コミュニティーを立ち上げようということで、今懸命に努力をしているところでございます。関連の予算につきましては、それぞれの審議会とか委員会とか、そういう立ち上げの予算をこの6月議会で幾らかお願いをしているというふうに御理解いただきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。はい、副島議員。

○6番（副島孝裕君）

22ページの合併記念事業費についてお尋ねいたします。

一般質問でも、市長との対話集会で両町の融和を図るための大きな事業として、合併記念事業を考えているというような市長の答弁であったわけですが、この件について、もう少し詳しく内容について説明をお願いしたいことと、それからもう1点、新聞報道でちょっと見たとですけども、いろんな財政の非常に厳しい中で、こういう合併記念等のいろいろ費用がかさむ行事は一切しないという自治体もあるというように、ちょっと最近の新聞で読んだわけですが、その点も含めて市長の答弁をお願いします。

○議長（山口 要君）

企画部長。

○企画部長（桑原秋則君）

ただいまの質問についてお答えをいたします。

22ページの20目に合併記念事業費ということで、4,100千円計上をお願いしておりますけ

れども、9月の月を合併記念の月というふうなことで、まず初めに、第1回のアルプホルンの大会ですね、これは9月2日、2、3ですけれども、広川原キャンプ場で一応開催するようになっています。これにつきましては、一応大会会長は全国のアルプホルンの連盟会長で、実行委員長として、谷口市長が実行委員長ということでなっております。

そういうことで、委員の中には行政のそれぞれ担当課長も一応入っております。それから、劇団ふるさとキャラバンミュージカルということで、9月26日午後6時30分から、嬉野市の体育館の方で開催する計画をいたしております。これにつきましては、一応防災をテーマにした作品で、消防団を題材に劇化したものでございます。いわゆる防災意識の向上、あるいは地域コミュニティの活性化を推進するというで開催する予定でございます。事業費につきましては3,600千円ですね。これは財団法人の地域創造の、地域の芸術文化環境づくり支援事業の2,000千円の助成となっております。これは、一応県内では嬉野市と、それから伊万里市、東与賀町ということで、一応イベントを開催するようになっています。

あと、合併記念の式典と記念公演ということで、9月30日、土曜日ですけれども、9時半から嬉野市の公会堂で記念式典と記念講演ということで開催する計画をいたしております。これにつきましては、そういうふうなもろもろの事業をここに計上をいたしているところでございます。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

市長、後段の部分について。はい、市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

合併記念のセレモニー的なものにつきましては、非常に簡素化した、簡略化した式典にいたしたいと思っております。

それで、予算をお願いしている部分につきましては、今部長が申しあげましたように、それぞれの補助事業等を予算として上げておるところでございます。合併記念そのものについて、多額の予算をかけるということでは計画をいたしておりません。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。神近議員。

**○11番（神近勝彦君）**

24ページ、委託料の中の固定資産評価平準化事業、これをちょっと御説明いただけませんか。

**○議長（山口 要君）**

市民生活部長。

**○市民生活部長（中山逸男君）**

24ページの固定資産評価の平準化事業、20,000千円の内容でございますけれども、これは合併によりまして、システムの統一を図りまして、両町の評価方法の統一を図ることを目的とするものでございます。

このことについては、旧塩田町、旧嬉野町、それぞれに存在をいたしました独自の評価の方法及びそれぞれの自治体の地勢、環境にあわせた所要の補正等が施されていたときについて、新基準及び新要領により、新たな評価額の設定を行うものでございます。

以上です。

**○議長（山口 要君）**

神近議員。

**○11番（神近勝彦君）**

よくわからなかったんですよね。そしたら、システムを統一するということですよ。というのは、現在のシステム、そのシステムというのはどういうものなのか、よくわからなかったんですよ。

**○議長（山口 要君）**

支所市民税務課長。

**○市民税務課長（支所）（徳永賢治君）**

お答えをいたします。

この平準化事業につきましては、20,000千円ということでございますが、中身といたしまして、過年度計算システム、地籍システム統一業務、それから評価支援システムの統一、画地データの取得というふうに、4項目の業務がございます。

議員お尋ねの地籍システム統一業務というのは、従来、旧塩田町、嬉野町、データ管理を行う業務のソフトですね、これが相違しております。会社名が違うということで。そういうことで、取り扱い方が若干違います。そういうことで、これを統一したシステムに直しまし

て、新市のシステムとしてつくり上げるということでございます。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

いいですか。

ほかに質疑ありませんか。平野議員。

○19番（平野昭義君）

26ページです。所管でありましたんで、少し……（発言する者あり）

○議長（山口 要君）

いや、26ページまで。ちょっと所管の分、できるだけ簡潔にお願いしますね。

○19番（平野昭義君）

ここの中で、今度、条例で谷口市長最もいいことと思います。いわゆる乳幼児、及び乳幼児・就学前児童というふうに切りかえられて、いわゆる500円負担すれば、保護者の方は払わんでいいよという、これはもう少子化対策に非常に貢献された事業で、そういう対象者の方は喜んでおられると思いますが、たまたま私がお願いしたいのは、申請となっておりますから、働く保護者は非常に忙しいですから、申請書の配布とか、申請書の置き場所とか、それについて私なりに考えてみると、病院の窓口あたりに預けていただいて、そのときに真っすぐ申請書を渡した方が、また市役所に来て、それで暇がない人もおられますから、そういうふうなものもできればと思いますけど、いかがでしょう。

○議長（山口 要君）

福祉部長。

○福祉部長（田代 勇君）

議員おっしゃるとおり、病院の窓口あたりにも、そういった申請書につきましては、病院等の協力を得ながら配布をしていきたいと思っております。（「はい、わかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで第3款、民生費までの質疑を終わります。

次に、歳出、27ページから32ページまで、第4款、衛生費及び第5款、農林水産業費に

ついて質疑を行います。質疑ありませんか。梶原議員。

**○3番（梶原睦也君）**

所管ですけれども、一般質問のときにちょっと漏れましたので、質問させていただきます。

27ページ、保健衛生総務費の中の19節ですかね、負担金，補助及び交付金のところなんですけれども、このAED設置の補助金の件なんですけれども、宿泊施設に2分の1補助で5件というのがありますけど、この5件という根拠といいますか、なぜ5件なのかという部分と、それから、このAED設置が今後設置されていけば関心も高まって、AED設置をうちもやりたいとかいう部分が出てきた場合に、この5件を超えた場合の対応というのはどのように考えられているのかということをお伺いいたします。

**○議長（山口 要君）**

市民生活部長。

**○市民生活部長（中山逸男君）**

お答えをいたします。

19節の補助金の件ですけれども、今、議員おっしゃるとおり、5台分の購入に対する補助をお願いしているところでございます。

今後については、まず平成18年度につきましては、こういうふうな事業で、今後呼び水となりますように、観光客の人に優しい観光づくりということで行うわけですけれども、今後につきましては、財政の課題もございまして、今後も継続できればと担当課では思っております。

以上です。

**○議長（山口 要君）**

梶原議員。

**○3番（梶原睦也君）**

この宿泊施設に関しての設置というのは、非常に僕もいいことだと思うんですけれども、その前に、この設置が嬉野市で17台で、小・中学校と保育所にも設置されるということなんですけれども、この補助事業をするときに、この保育園への補助のことというのは、そういう議題に上らなかったのかどうか、ちょっとお伺いしたいんですけれども。

**○議長（山口 要君）**

市民生活部長。

**○市民生活部長（中山逸男君）**

17台につきましては、17台の中には公立の嬉野保育所も入っております。

あと、法人関係については、老人福祉施設ももちろんですけども、そういうふうな福祉施設に、県の方から共同購入をしますからというふうなことで連絡があっているようです。うちの方からも、一応それぞれ嬉野、塩田の代表者の方にもお尋ねはしたんですけども、二十日に嬉野市内の保育園の園長会があつて、そのことについては話し合いを行うということ聞いております。予算を最初お願いするときには、そういうことで公立の施設だけを検討したところでございます。

以上です。（「いいですか」と呼ぶ者あり）

**○議長（山口 要君）**

はい、梶原議員。

**○3番（梶原睦也君）**

ちょっとわからなかったんですけど、保育園等には県からということになるんですかね。ということじゃないの。済みません、3回目になるんですけど、申しわけありません。

**○議長（山口 要君）**

市民生活部長。

**○市民生活部長（中山逸男君）**

お答えをいたします。

ちょっと保育所、保育園というふうな呼び方で分けて、今お話をしましたけれども、大体公立が保育所、児童福祉法人も保育所というふうな表現になってはいますが、公立が普通「所」と言っております。先ほど申しあげました法人、私立の方は「園」という呼び方でしております。

先ほど申しあげましたように、公立については、その17カ所の中に1カ所入れたということと、それから、あとの私立の法人については、県の——もちろん市役所にもできたけれども、私立の保育園には、県の方からそういうことで、購入のあつせん、共同購入をしますので、設置の有無について検討してくださいというふうなことは、それぞれ施設にあっております。

以上です。

**○議長（山口 要君）**

ほかに質疑ありませんか。はい、秋月議員。

○4番（秋月留美子君）

所管ですが、託老所とか老人施設とかにも、そういうのがあれば助かりますとおっしゃっていました。今現在は、ドンてたたいて、ちょっと演技というか、そんな感じでしているわけですがけれども、あれば助かりますということです。だから、そういうこともあれば、元看護師さんたちが携わっていらっしゃるんですけども、その辺のところも考えて、よろしかったらお願いいたします。

○議長（山口 要君）

市民生活部長。

○市民生活部長（中山逸男君）

お答えをいたします。

一応、託老所にはちょっと確認はとっていませんけれども、そういうふうな話があるということ、もし連絡があっていなかったら連絡をしてみたいと思います。

以上です。

○議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。はい、野副議員。

○14番（野副道夫君）

30ページの農業関係なんです、農業振興費の中で、新たな米政策対策事業というのが2,601千円計上されております。このことにつきましては、西吉田の機械利用組合に対する補助金だということで説明を受けておまして、機械利用組合を立ち上げるための御指導をいただいたことに対しましては、心から敬意を表するものでございます。

このことについて、機械利用組合だけで終わるのか、それとも、このことがひいては集落営農まで発展をしていくのか。そこら辺のところをお尋ねしたいと思います。

○議長（山口 要君）

支所農林課長。

○農林課長（支所）（松尾保幸君）

お答えいたします。

野副議員の御指摘のように、この事業については、西吉田の機械利用組合ということで、参加数39戸、耕作面積16町ということで、水稻の作付面積11町というふうなことで出発をし



ておるところでございまして、まずはコンバインとトラクターを導入するというふうなことで進められております。

その後は、田植え機とか、あぜ塗り機、いろんな機械を入れて一貫作業をやるというようなことで、良質米の生産を目指すと。そういうようなことで立ち上げをしていただいております。

今後については、議員御指摘のように、集落営農への結成に向けて、進めていくようなつもりで当集落もそのようなことを考えられております。

市としても、極力進めていきたいというふうに思っております。

○議長（山口 要君）

野副議員。

○14番（野副道夫君）

ただいま御答弁をいただきましたように、今後は集落営農につなげていくんだということでございますので、非常にありがたいことであるわけですが、西吉田集落地域においては、非常に農業的に難儀をするような地域であるわけですね。今後進めるに当たっては、地域の実情を十二分に把握した上で、集落営農につながるような指導をお願いしたいというふうに思うわけですが、そこら辺いかがでしょうか。

○議長（山口 要君）

支所農林課長。

○農林課長（支所）（松尾保幸君）

お答えいたします。

現在、なかなか中山間地域で集落営農の推進というのも非常に難しく感じておるところでございまして、市長の一般質問の答弁でもございましたように、とにかく中山間地域の直接支払い、当地区も対象地域でございまして、そういうふうな中で、今のところは8割単価でいただいておりますけれども、まずはもう少し話し合いをしていただいて、10割単価まで引き上げていって、その制度を利用しながら両方立てて協定の中で話し合いをしながらつくっていききたいなというふうに考えるところでございます。

○議長（山口 要君）

野副議員。

○14番（野副道夫君）

そうすると、今の御説明からすれば、本来時間的に早い時期に集落営農という一定の組織が立ち上がるんじゃないかというふうに理解をするわけですが、時間的に、どこら辺の時限でそれを立ち上げたいというのは集落の意図もありましょうし、あるいは行政としての指導体制もありましょうし、そこら辺のマッチする時間帯というのはいつごろになる予定でしょうか。

○議長（山口 要君）

支所農林課長。

○農林課長（支所）（松尾保幸君）

お答えします。

今、集落営農を盛んに話し合いが進まれていますけれども、今、当面課題にするのは、麦をつくる農家についての課題が一番大事だということで、当地区については、麦、大豆ができていないと。で、水稻の部を主にして、集落営農組織、水稻とお茶ですね。そういうことで目指されておまして、期間的には、そう急ぐところじゃないというふうに私たちも思いますけれども、急ぐところでなくても、十分な話し合いをしないと、結果的に組織を立ち上げて崩れてしまうというふうな形になる危険性がございます。

そういう中で、集落、皆さんの合意をいただいて結成までということで、時間的には、スケジュール的にはいつまでというふうなことは考えておりません。

○議長（山口 要君）

ほかにありませんか。平野議員。

○19番（平野昭義君）

同じく30ページです。農林水産のことですけど、まず、節の区分で、14と16、いわゆる棚田地区保全ということが上と下とありますけど、この事業を、棚田地区というのは選定されておるのか、それとも、たまたま棚田のようにしているからそう言われるのか。

○議長（山口 要君）

支所農林課長。

○農林課長（支所）（松尾保幸君）

お答えします。

棚田地域の定義については、指定をしているとか、そういったところじゃなくて、現地在棚田を形成されておるということで、一応上岩屋地区を設定して取り組むような形で考えて

おります。

○議長（山口 要君）

平野議員。

○19番（平野昭義君）

元塩田で、このような事業にはいわゆる産業施設という言葉で、材料の2分の1ですけど、これは原材料生コンの云々と書いてありますけど、これもそれに同じ適用でしょうか、それとも、また別の仕事でしょうか。

○議長（山口 要君）

産業振興部長。

○産業振興部長（井上新一郎君）

お答えいたします。

今回の予算でお願いしております柵田地域保全活動支援事業につきましては、県の補助事業でございまして、事業主体が市になるわけでございますけど、これはハード事業とソフト事業を組み合わせた事業をされておまして、この上岩屋地区につきましては、現在も都市間といいますか、農家でない人たちを対象に、田植えとか米の収穫まで、そういうふうな農業に関する取り組みをされている地区に対しまして、今回の県の補助事業をいただいて、私たちが利用しやすいように整備をしてまいるという事業でございます。ですので、産業施設補助事業とは全然異なった事業でございます。

以上です。

○議長（山口 要君）

平野議員。

○19番（平野昭義君）

もし、塩田地区もそういう場所があっちこちありますけど、そういうふうなことが、土地の方が申請されて認められれば、塩田地区でも結構、来年でもいいということもあるわけですね。

○議長（山口 要君）

産業振興部長。

○産業振興部長（井上新一郎君）

お答えします。

この事業は、単年度事業でございますが、既に先ほど申しましたように、ハード事業、ソフト事業と一緒に事業されるというふうな地域がありましたら、それは県とも相談して、もし予算的に余裕等があったら取り組みたいと思いますが、事前に御相談いただければと思っております。

以上です。

**○議長（山口 要君）**

ほかに質疑ありませんか。西村議員。

**○18番（西村信夫君）**

同じ平野議員の関連ですけれども、目の3．農業振興費の中で、先ほど担当課長の答弁を聞いていたら、今回の補助金の米政策事業について、西吉田地区のコンバインとか、そういった利用組合に対する補助というふうなことで、今後の集落営農につながるものかということで質問を受けられたんですけれども、それを含めてつなぐというようなことでしたけれども、余り急がんでいいというふうなことで言われた、発言を聞いておりますが、その点はどのような理解のもとで私たち理解してよろしいでしょうかね。

今回の19年度産についての麦と大豆、この関係については、各地域において積極的に今進めていただいているわけですけれども、米についても、やがては恐らくこれがもう目の前に来るんじゃないかというようなことで、米と麦と大豆あわせて政策的に進めていくべきではないのかと私は思っておりますけれども、その誤解について、私はどうとらえていいかなと思っております。質問します。

**○議長（山口 要君）**

支所農林課長。

**○農林課長（支所）（松尾保幸君）**

今、西村議員の御指摘のように、麦、大豆、特に麦の分について、作付されている地域の農家の方については、早急に種子の播種をする時点までには、組織の結成をしていかんと、その計画を申請しなきゃいけない時期がございまして、極力急ぐようなことでやっておりますけれども、その他の地区については、なかなか機運も乗ってこないということもありましようけれども、まずは話し合いを十分していただいてせんと、余りにも急いだばかりに、その組織が中途半端にできてしまうというふうなことにもなりかねないということで、今御指摘のように、米にも影響するんじゃないかというふうなことでもございますけれども、とり

あえずは麦、大豆が先行しますので、その地域については急ぐ必要がありますけれども、その他の地域については、そういうふうな話し合いの期間を、まだ十分あるというふうなことで私たちは認識しております。

○議長（山口 要君）

西村議員。

○18番（西村信夫君）

そしたら、米については、いつぐらいまでにせにゃいかんだろうかと私は質問させていただきたいと思いますが、これは、集落営農については、米、麦ですね、そしてまた大豆、あわせて集落営農の結成をするのが一番条件的にいいんじゃないかと私は思っておりますけど、まだまだ地域に対する理解力ですね、理解不足があつて、延び延びなつて、19年度産の麦と大豆というふうなことで進めておりますけど、これはもう農政改革に待たなしじゃないかなと思うわけですよ。いかに早く政策的に策定していくのかと、地域に対してですね、それが一番条件じゃないかと私思っております。

これは一つ考え方によっては、合併といっちゃん変わらんとするわけですよ。この制度に乗らんことには、麦については1俵当たり2,500円ですよというふうなことで、もう8,000数百円すつとが2,500円しかありませんと。合併せんぎ特例債やりませんよとか、それといっちゃん変わらんとするふうな状況の中でとらえておりますけど、米もあわせて、やはり積極的にこれは取り組むべきではないかなと。行き当たりばつたりで、ばたばたしてはいい制度に結びつかないんじゃないかと思っておりますけれども、その点もう一回質問させていただきます。

○議長（山口 要君）

支所農林課長。

○農林課長（支所）（松尾保幸君）

今申しましたのは、市とかJA関係が組織する協議会がございますけれども、その協議会の中で、各集落に全然しないかというようなことではございません。一応、そういうふうな推進を、各担当を今のところ組織としてつくってきておりますけれども、担当部署、担当者が各地域を回るというふうな体制づくりは、その辺は進んでおります。しかし、議員御指摘のように、なかなか自分の農地は自分で、もう今でもこういうふうな制度を説明しても、何てそがん、みんなでせんばらんやろうかというふうな意識がまだ強うございます。その辺の意識改革もかなり壁が大きくて、難しいところございますけれども、そういったところの

やはり改革をしていかんと、その集落営農まではなかなかこぎつけないというようなことでございますので、私が申すとは、とにかく推進は休まずともやっております。

そういうことで御理解を願いたいというふうに思います。

○議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで第5款、農林水産業費までの質疑を終わります。

次に、歳出、33ページから38ページまで、第6款、商工費及び第7款、土木費について質疑を行います。質疑ありませんか。神近議員。

○11番（神近勝彦君）

33ページ、観光費の中の報償費ですね。以前の茶温陶女大使のような感じで、3人1組で2日間ですか、合計8日間観光PRをやるということですが、まず、どういうところを回られる予定なのか。前回の茶温陶女るときは、極端に言えば飛び込みと、企業に対していろんなところの飛び込みというふうに取り組まれたと思うんですが、今回やられる分に関しましては、ある程度場所を選定されてやられるのか、それとも飛び込み的なことでやられるのか。

○議長（山口 要君）

支所商工観光課長。

○商工観光課長（支所）（一ノ瀬 真君）

お答え申し上げます。

今回、観光PRキャンペーンということで予算をお願いしておりますけれども、これにつきましては、基本的には、回る対象は旅行会社、エージェンツ関係、それから各種、例えば農協、漁協、商工会などのそういう団体を対象に、PRに努めていきたいということでございます。

組織としましては、市の職員、本庁、支所各2名ずつ、それから、塩田の商工会から4名、それと、嬉野の観光協会から4名ということで、12名体制で4班編成をしていきたいというふうに考えております。

○議長（山口 要君）

神近議員。

○11番（神近勝彦君）

この茶温陶女大使を実施されたころですね——というか、一般質問とか予算審議のときに言われておったのが、その効果がどうなのかということのを常に言われておったわけですね。その当時のときには、なかなかその効果というものがつかめないということのを言われておったわけですが、今回、塩田の商工会、嬉野観光協会とか、役所関係でチームを組まれるわけですけれども、このあたりのもし効果が見られることができるような、そのあたりの政策関係はありますか。

○議長（山口 要君）

支所商工観光課長。

○商工観光課長（支所）（一ノ瀬 真君）

お答え申し上げます。

観光PRの効果というのは、非常に図りがたいといいますか、非常に難しいところがございます。何もしなければ何もありませんけれども、本当はやったらやった分だけ効果があらわれるのが一番いいと思います。

ただ、過去緊急雇用対策で先ほどもおっしゃられました茶温陶女大使ですか、それが過去12年、13年、15年というふうに行っておりまして、これにつきましては、いわゆる大会誘致補助金の関係の実績を見てみますと、その3年間が突出したような状況でございまして、いわゆる老人会あたりのリピーターあたりが急激に——急激にといいますか、やはりその年は伸びているという状況でございまして、その16年以降が、こういう直接お客様と対話する施策を行ってこなかったといいますのは、例えば、そのインターネットもあるじゃないですか。例えば、旅行雑誌に載せてもいいじゃないですかというふうなことで、いろんな施策をやってまいりました。しかし、やはりもう一度原点に戻って、直接旅行を手配してくれる業者の皆さんとお話をして、もう一回初心に戻って、私たちも、それから業界も一緒になって嬉野温泉というものをPRし直していきたいということを期待しているところです。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

神近議員。

○11番（神近勝彦君）

今、課長答弁を聞きますと、期待をしていきたいと思うわけですが、13節の委託料にもあるように、主要事業でもやられるわけですね、ビデオとかDVD関係で。だから、せっか

くこのように人的な、人海戦術でやられた場合ですよ、本当にどれだけの効果があるのかというのを何とかつかんでいただきたいなど。もし、18年度のこの効果が上がれば、やはり19年度、20年度と、このあたりは観光の施策として、やはり新たな茶温陶女大使というふうな形でされてもいいんじゃないかなと。だから、その効果が見えないことには、やはり予算もつけることもできないし、施策を上げることもできないということになりますんで、何とかこの18年度の成果が見えるような形をつくっていただきたいと思います。

○議長（山口 要君）

支所商工観光課長。

○商工観光課長（支所）（一ノ瀬 真君）

お答え申し上げます。

実は、二、三年前に、嬉野温泉の観光協会が宿泊のお客様にアンケートをとっておまして、その中で、今回、宿泊地は何でお知りになりましたかと。いわゆる嬉野温泉にどうして泊まりましたかというアンケートの中で、やはり一番多いのが旅行者でございまして、全体の25%、それと、友人・知人の紹介というのが21%でございます。また、メディアを使ったものが8%ということで、その辺を分析したところでは、やはりどうしても旅行者に頼っている現状ではないかというふうに考えましたので、今回計画をしたところです。

それから、できるだけ18年度で効果が上がるようにしていきたいと思います。茶温陶女あたりがやはりいいということであれば、今後は選択肢の中に入れていきたいというふうに考えます。

以上です。

○議長（山口 要君）

山田議員。

○20番（山田伊佐男君）

関連ですけれども、原点に戻ったわけですね。私どもも10年ぐらい前ですか、一緒になってPR活動をした経緯があったわけです。私熊本の本渡に行ったときに、小さなエージェントさんから笑われたんですよ、まだこういうことをやっているんですかと。インターネットもあるし、雑誌もあるしというふうなことで、そして中止になっていったわけですね。茶温陶女大使については、緊急雇用で行ったわけですけれども、今回、この事業が復活した経緯といたしますか、そこら辺と、例えば、そのエージェントを中心として回るとするならば、



何が嬉野温泉、エージェントに魅力が——何を売りとして持って行くのかですよ。従来どおり、その嬉野温泉をお願いしますというやり方はもう古いんですよ。例えば、嬉野は今後こういうことを取り組んでいきます。いや、例えば秋にこういうことがありますから、ツアーをつくってほしいとか、例えば、宿泊について夏が格安にしますから、足とホテルをセットになった分をいかがでしょうかと、ここまで持っていかないと飛びつかないというふうな気がするわけですよ。会社の慰安旅行等についてももう激減をしている状況の中で、じゃあターゲットは何かと、家族しかないわけで、そこら辺についてまでしていかないと、ただ行っただけになって原点に戻ると言うけど、効果が出るのかなという気がしてならないわけですが、そこら辺については今後十分に踏まえて、いろんな団体と協議をしていただいて、やっぱり売りを何にするかというぐらいは検討して行ってほしいというのを希望しておきたいと思います。

**○議長（山口 要君）**

支所商工観光課長。

**○商工観光課長（支所）（一ノ瀬 真君）**

お答え申し上げます。

議員御承知のとおり、以前嬉野の方では、町議会の皆さんとか、それから役場の課長、それと業界の皆さんと一緒にあって、過去、観光宣伝を20年以上続けていってもらったということで、非常に感謝を申し上げたいと思います。その報告をずっと今回読ませていただきました。その中で、いわゆる最後の年になりますが、平成12年度が最終年度だと思いますが、その報告を見ておりました中で、やはり当時訪問をしている部署が、役所がほとんど多いと。その役所と一緒に議会との訪問もされておるところでございまして、やはり役所は対応が非常に悪いといいますか、回った成果が余りよくなかったような報告をいただいております。その辺については、今後はターゲットを修正していきたいというふうに考えております。

それと、いわゆる売りを何か持っていかにかいのかのじゃないかというふうなことでございますが、一つは、大会誘致補助金というのが、まだまだ浸透していないということで、それも一つもエージェントとしては、売りとして持っていけるということ。

それから、以前肥前路観光ルート協議会というのがありました。その中で、やはり何か体験ができるようなものがないんですかということで、よその市町村は、その当時は有田とか

鹿島とかありましたもんですから、そういうものをずっと売りとして持っていきました。今回、単独市で行うわけですので、幸いといたしますか、志田焼の里等もございまして、旅行者の皆さん、例えば、旅館とそこから出て行って、実は焼き物が自分でつくれるんですよというような、そういうふうなパンフレットを実は本所の方で検討してもらいたいということで、需用費の中に若干お願いしているところでございますので、その辺はぜひとも実行していきたいというふうに考えております。

○議長（山口 要君）

山田議員。

○20番（山田伊佐男君）

ぜひもう少しつけ加えてほしいんです。私も熊本のJTBさんに行ったときに、支店長から何が嬉野に今お勧めで企画してお得なんですかと、こういうことを12年ですかね、言われた経緯があったもんで、ぜひそこら辺については再度煮詰めて、そして何が売りなのか、そこを戦術的に考えて、ぜひ訪問をしてもらいたいということのを要望しておきたいと思います。

以上です。

○議長（山口 要君）

答弁は。（「要りません」と呼ぶ者あり）

田中議員。

○7番（田中政司君）

同じ33ページでちょっと教えてほしいんですが、この観光費ですよ。いわゆる一般財源が7,896千円減額をなされて、いわゆる特定財源の方から11,500千円、これはいわゆる入湯税での振りかえかと思われるんですが、いわゆる年間の入湯税をどれぐらいここへ、その他財源として観光費に持っていかれるのか、財政課になりますかね。まず教えていただきたいというふうに思います。

○議長（山口 要君）

財政課長。

○財政課長（田中 明君）

お答えいたします。

予算書の方で、8ページの方をお開きいただきたいと思いますが、ここで77,101千円でございますけど、これが入湯税の年額の予算でございます。これを財源といたしまして、

税法に基づきました振り分けをするわけでございますけど、観光関係に50%、一つの目安でございまして、観光関係に50%、消防関係に25%、環境に25%という、大体の目安を振り分けまして、財源を今回、初めて振り分けたということでございます。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

田中議員。

○7番（田中政司君）

そうすると、大体年間77,000千円、半分にしますと3,000幾らかなりますね、三千七、八百万ぐらいが観光の方へ特定財源として、一般財源じゃなく使われていくということで理解をしておきたいというふうに思いますが、そういう中で、非常にじゃあ今までと違って、その分、いわゆる観光業界の方から、この使い道ということに関しては、入湯税をとって、これは預り税ですので、いわゆる旅館の方等が取っていただいて、それをこちらへ納めていただくということになるろうかと思いますが、非常にそこら辺の観光業界、旅館業界の方の意見というのかなり尊重していかなければならないのかなという感じがするわけですが、そういう中で、この嬉野温泉C I 事業の委託料の2,331千円、観光ビデオなんですけど、これの中身といいますか、要するにこれを、じゃあどういうふうに観光に使っていいかという考えでの政策なのかですね。いわゆる先ほどのPR展開事業とかになれば、外へ出ていっているいろいろなことあると思うんですが、こういう観光ビデオを、どういうふうな観光ビデオを使ってどういうふうな展開をなさろうとしているのか、まずお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（山口 要君）

支所商工観光課長。

○商工観光課長（支所）（一ノ瀬 真君）

お答え申し上げます。

今回、ビデオの製作、それから15秒CMのベータカムフィルムというものを製作したいということで予算をお願いしております。

製作としましては、以前、平成15年に嬉野の温泉のPRビデオをつくっております。それがジャンル別に季節情報とか歴史遺産とかですね、そういうものを振り分けて製作しておりますので、その分に合併しました新市の材料を加えまして、加工をしていきたいということです。現在、15分程度のビデオを製作しておりますので、それを20分程度のものに編成を、

撮影収録あたりをやりまして、編成をし直すということでございます。

このビデオの活用でございますけれども、例えば、観光物産展などが、実はもう来週から大阪、名古屋、東京あたりに参りますが、それももう既に古くなっております関係で、そういうふうなところに持って行って、20分間程度の放映を行ったり、あるいは今後合併のイベント等が開催される予定にされておりますけれども、そういうふうなものの開催される会場の事前放映などとか、それから、もしよろしかったら、業界あたりが使われることがありましたら、そういうふうなものに貸し出しをしたりですね、利用していきたいというふうに思っております。

○議長（山口 要君）

田中議員。

○7番（田中政司君）

済みません、先ほどちょっとあれやっただですけど、いわゆるさっき77,000千円の半分で38,000千円ぐらいですか、ですよ、50%。今回、その他の財源で11,500千円ということは、あと2,000何百万というのが、今後またこういう組み替えが次の補正であるというふうに理解していいのかですよ。

今回11,500千円というのが、いわゆる振りかえられたわけですよ、特定財源の方からですね。半分を観光費の方に使いますということになれば、77,000千円のあとの半分の残りの残がありますけれど、その金額をそのまま、要するに、本当はここに上げて、一般財源がその分減ってもいいというふうに思うんですよ。それが今回11,500千円しか特定財源の方から振りかえられていないということは、次の補正で、またこういうふうな事態が発生するのかという、一つと。

それと、もう最後ですのであれですけど、こういう観光ビデオとかCDだとか、いろんな今まで事業で嬉野市はつくっておられます。先日、旧嬉野町ですが、湯・遊・YOUの歌だとか、いろいろなCDとか、あるいは嬉野川恋唄だとか、古くは嬉野ブルースとか、いろんなものがあるわけですよ。しかし、それをなかなか有効的に使われていないんですよ、なかなか。例えば、せっかくつくったああいう神野美伽が歌った嬉野川恋唄とか、非常にいい歌なんです、私はいいい歌と思っているんですが、例えば、ああいうのをつくって、例えば、じゃあ名前が入っているわけだから、DAMのカラオケに載せようとか、そういうふうなものと、それをせっかくつくったはいいいけれども、その後の展開がなかなかないん

じゃないかなという気がするわけですね。先日、これは佐賀の何か歌のフェスティバルで、嬉野の方が優勝されましたけれども、そのとき歌われた歌は嬉野川恋歌です。

そういうふうに、もう少し何か、せっかくこういう200何万もかけて、いろんな観光ビデオ、あるいはCDだとか、そういうのを製作されるんだったら、嬉野の観光になるだけ使えるような、あるいは使っていくような、そういう施策をやっていただきたいということをまずお願いをして質問を終わります。じゃ、さっきの話。

**○議長（山口 要君）**

財政課長。

**○財政課長（田中 明君）**

それでは私の方から、財源について御説明を申し上げます。

従来、入湯税は目的税でございますので、特定財源でございます。しかしながら、一般財源的な扱いをしておったのが事実でございます。今回、総務省の方からの指導もございまして、重要な目的税の一つであるということで、特定財源ですよということで、予算書に明示しなさいというような指導がございました。そういったことで、当初予算に本来盛り込むべきでございますけれども、予算書ができるもう、予算書の発注の前後をしていましたので、6月の補正でお願いをしているわけでございますけれども、入湯税の予算77,101千円の約半分を観光に、あと25%を環境と消防ということで振っております。

今回、予算書、このページでいいますと、それぞれのところで、環境衛生の場合はこの29ページをごらんになっていただきたいと思いますけれども、29ページの廃プラスチック再生処理というようなところで、この廃プラスチックに充てたというわけではございませんけど、塵芥処理ですね、ごみ処理関係、ここに環境衛生がございまして、環境衛生の方に19,275千円、これを充てております。

それと、39ページ。39ページの常備消防費のその他の財源、19,275千円、これは25%で同額になります。

それと、戻っていただいて38ページですね、これは公園管理費ということで、みゆき公園の関係でございますけど、公園の維持管理、観光施設の一つととらえまして、この金額を充てておるわけでございますけれども、観光関係の方からの要望とかで、もっと観光関係に上げてくださいよという要望等は十分承知をいたしております。そういった中で、財源の振り分けは行っていきたいとは考えております。

差し当たって、こういう予定で財源を振っておりまして、決算段階では、若干の相違はあろうかと思っております。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

支所商工観光課長。

○商工観光課長（支所）（一ノ瀬 真君）

お答え申し上げます。

田中議員から以前、そういう演歌のいい歌があるということで、実はカラオケなんか入れてはどうだろうかという御提案をいただいたところでございます。これにつきましては、私も非常におもしろいというふうに感じましたものですから、一通り調査をさせていただきました。著作権の絡みがございまして、やはりその当時の会社が、合併とか吸収とかで、さかのぼることができなかったということで、ちょっと迷惑かけておりますけれども、もう少しその辺は勉強させてもらいたいというふうに思います。

それから、ビデオをまた新たにつくることとございまして、今回は合併をいたしました関係で、やはり新しい自治体に合うようなものを製作いたしまして、内容を新たにして、今後できるだけ広く活用をしていくように努力していきたいと思っておりますので、今回よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（山口 要君）

太田議員。

○12番（太田重喜君）

予算も大して要らじ、すぐでくっことじゃろうで思うて、これは16年の12月議会から私は言い続けてきた。私たち議員も2千円ずつ会費を払って組織している森林・山林関係の九州の議員連盟の大会が2年に1回というのが、この10月にあることになっているわけですが、これに対しての働きかけをちょっと漏れ伺ったところでは、事務局がある県議会事務局に申し入れをしているという話を聞きました。九州いっぱいから600人以上の県議、市町村議が集まるわけなんですよ。かつて私が参加した大分も長崎も、一回もそういう連絡もどっからも来ておりませんでした、私にも。ただ、私たちが大分に行ったときは、当時の町の産業委員長の方から、ぜひ泊まってきてくれということで、宿泊はしてきました。

そういう点についての情報収集はどうなっているのか。10月は嬉野の旅館が客が多過ぎて、

そんな働きかけはしないでもいいのか。九州一帯から少なくとも県議、市町村議が、恐らく今回も600人ぐらいは集まるものと思います。このことは、16年の12月議会から言い続けてきていることでございますし、どうなったか嬉野でできんというふうな話を、合併後すぐの議会にもお聞きしました。嬉野じゃなし佐賀であっけん、客は来んじゃろうと言うてはたっていっちょるとかどうか、その点について担当課長及び市長から答弁を伺いたいと思います。

**○議長（山口 要君）**

この件につきましては、今回の予算と多少ずれてまいりますので、一応1回だけの質問で、答弁だけで終わらせたいと思います。よろしゅうございますか。（「はい」と呼ぶ者あり）  
はい、産業振興部長。

**○産業振興部長（井上新一郎君）**

お答えいたします。

ただいまの森林整備議員連盟の九州大会につきましては、議員御発言のように、10月に佐賀県の方で開催されるということで情報をいただきましたもので、早速3月議会後、一度県の議会事務局の方にお伺いいたしました。その時点でも、開催する場所につきましては、佐賀市ということで決まりそうだということでありましたので、ぜひその際にでも、パンフレットを持っていっておいりましたので、宿泊の案内につきましては、ぜひ嬉野の案内をお願いしますということで申し上げております。それで、次2回目は日にちを忘れておりますが、また、その開催の案内文を発送する段階にはまだ至っていないというふうなことで、もしそのようにしてエージェントが取りまとめるような格好になれば、私たちの方にも教えていただければすぐ参りたいので、ぜひ教えてくださいということで、今の段階はなっておるところでございます。

以上です。

**○議長（山口 要君）**

市長。

**○市長（谷口太一郎君）**

お答えいたします。

議員御発言につきましては、この前お答えしたとおりでございますが、その後、担当に指示しておりますのは、今部長申し上げたとおりで、再度県と連絡を取り合うということと、あとは直接、各県の担当部署ですか、そこらまでリーフレットその他送って、何とか呼びか

けをするようにというふうな指示をいたしております。まだ結論は出ておりませんが、そういうことで動いておるといふことでございます。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。田口議員。

○17番（田口好秋君）

35ページの土木総務費、負担金ですね、これは県道嬉野川棚線ともう一本だったと、説明のときに伺ったように思いますが、この県道、いわゆる県の工事に対して19,500千円負担する理由を教えてください。

○議長（山口 要君）

まち整備部長。

○まち整備部長（山口克美君）

お答えを申し上げます。

今回、県事業、これは県道でございますが、改築の負担金といたしまして、19,500千円の予算措置をお願いいたしております。これは、議員おっしゃいましたけれども、今回2路線分でございます、県道嬉野川棚線と、もう一つが県道岩屋川内嬉野温泉停車場線の2カ所でございます。

負担につきましては、これは根拠となりますのは、地方財政法の第27条第1項の規定に基づくものでございまして、県の事業に対しまして、受益地区の市町村に対して負担金を求めることができるということで、これは事業費の15%相当を各市町村にお願いを県の方からされているということで、これにつきましては、各県ともこのような負担金制度はございます。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

田口議員。

○17番（田口好秋君）

その負担金ですね、いわゆる橋の部分とか、特殊な場所があるとか、そういうものですか、それとも全体、その路線を改良してくれと。15%払うから改良してくれということですか、そこら辺まであわせて教えていただきたい。

○議長（山口 要君）



まち整備部長。

○まち整備部長（山口克美君）

お答えを申し上げます。

特殊な橋梁とかではなくて、路線全体に対する負担金でございます。

以上です。

○議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。山田議員。

○20番（山田伊佐男君）

33ページもう一度済みません。6目の1節と7節、嘱託職員2人ということで、マイナス経費出しておるんですけども、指定管理者に伴うものだと思いますけれども、どういう形でいくのかということと、もう一つは、13節、委託料ですね。志田焼の里博物館の7,663千円、これについての、この委託料の積算ということについて、1回で質問を終わりますので、明確な御答弁をお願いします。

○議長（山口 要君）

支所商工観光課長。

○商工観光課長（支所）（一ノ瀬 真君）

まず、第1番目の嘱託職員、それから臨時職員の雇用の件でございますけれど、とにかく、当初ことしも4月の段階で、嘱託職員の2人、それから臨時職員の2人につきましては、雇用する際に、指定管理者制度が導入されるならば、その時点まででございますというふうなことを申し上げております。だから、雇用につきましては、今度は指定管理者側が雇用をするということになるわけでございます。

それから、委託料の7,663千円の根拠ということでございますけれど、これについて御説明をいたします。

志田焼の里博物館運営費の現予算を減額し、指定管理者への管理運営費として、まず現予算で減額する分、トータルで6,525千円を委託料へ組み替えるものでございます。ただし、現在は直営ということで職員がかかわっておりますが、指定管理者への委託となれば、博物館の管理運営及び企画立案をする責任者が必要ということから、人件費1人分、9月から3月までの7カ月分、つまり金額にいたしまして、1,307千円を加えておるところでございます。

また、先ほど申しましたように、雇用につきましては、指定管理者による雇用ということになります関係上、現在、総務課の人事で管理しております嘱託職員、それから臨時職員の共済費に責任者、先ほど申しました1人分の共済費を加えておるものでございまして、その分の共済費といたしまして766千円を加え、合計で8,598千円となります。しかし、直當時の、現在直営で運営をいたしておりますけれど、その歳入見込み額としております9月から3月分までの935千円を指定管理者の収入分として委託料から差し引き、今回補正予算を7,663千円計上いたしておるところでございます。

今回の補正では、増額にはなりますけれど、予算上はあらわれない職員の時間外勤務等がありますので、全体的には直営より負担メリットが出てくるのではないかと考えております。

以上です。

**○議長（山口 要君）**

ほかに質疑ありませんか。西村議員。

**○18番（西村信夫君）**

33ページの観光費ということで、いろいろ議論されておりますけれども、二、三点質問していきたいと思いますが、まず、嬉野温泉の宣伝隊というふうなことで私は受けとめておりますが、福岡、長崎、北九州というふうなことで計画をされておるようです。前回、私も現職時代は、女性の人たちが公会堂前からバスに乗って、電車で福岡あたりに何しに行っていたらっしゃいますかということをお尋ねしたことがあります。そういうことで、今回の事業とちょっと変わらないだろうと私判断しておりますが、今回は有料道路を含めての宣伝隊というふうなことで、176千円、そしてまた上の方に、旅費は199千円、375千円というふうなことで、輸送、運送、列車、あるいは高速道路を使つての宣伝隊と思いますけれども、このあたりはいかがでしょうか、お尋ねしたいと思います。

**○議長（山口 要君）**

支所商工観光課長。

**○商工観光課長（支所）（一ノ瀬 真君）**

14番の使用料及び賃借料の176千円につきましては、やはり嬉野インターから各インターに往復する高速料金のみでございます。それから、旅費等につきましては、職員の日当1,870円の分と、それから宿泊の3日間入っております。（「交通手段」と呼ぶ者あり）

交通手段は、民間のマイクロバスを、予定では35千円程度、運転手さんつきでお借りした

いということ、お願いしているところです。

以上です。（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（山口 要君）

ちょっと待って、答弁させます。支所商工観光課長。

○商工観光課長（支所）（一ノ瀬 真君）

お答え申し上げます。

前回の茶温陶女大使の場合は、高速バスを利用した、いわゆる定期券を利用しておりました。それと、福岡の場合に、その前の年はJRのバスとJRの列車、2年目がレンタカーをお借りしまして、それぞれに運転をさせてきておりました関係で、若干違っております。

○議長（山口 要君）

西村議員。

○18番（西村信夫君）

宣伝隊をやはり嬉野観光の起爆剤というふうなことで、内外にいろいろ宣伝されるわけですが、嬉野温泉の目玉として何を基本的にPRしてくるのか、エージェントとして、嬉野温泉に泊まってくださいという、ただそれだけのPRなのか、あるいは嬉野温泉はお茶と、どっちにウエートを置いてPRして集客活動をなされるのか、その点お尋ねします。

○議長（山口 要君）

産業振興部長。

○産業振興部長（井上新一郎君）

お答えいたします。

今回の観光PR展開事業につきましては、先ほど来、課長が申し上げておりましたように、この今回、1月1日をもって嬉野市として発足いたしまして、観光資源といたしましても、塩田町にあります志田焼の里博物館、和泉式部、また伝建地区の指定等もありまして、これらの一帯化になった観光資源のPRを含めてお持ちしたいと思っております。

それで、どういうふうな企画商品を持っていくかということですが、今回、新しい企画商品というのはこれから検討をさせていただきますけど、まずは嬉野温泉を、先ほど申しましたように、誘致制度等のPRも含めまして、また直接にエージェント等でひざを交えることによりまして、嬉野に対する今の業者さんの見方、あるいはお客さんの見方という、そういうふうなものの情報収集も行いまして、これから先の嬉野温泉の含めた嬉野市の観光

につなげるように役立てたいとも考えております。

以上です。

○議長（山口 要君）

西村議員。

○18番（西村信夫君）

そしたら、この実施計画はいつから行われるのか、その点お尋ねします。

○議長（山口 要君）

支所商工観光課長。

○商工観光課長（支所）（一ノ瀬 真君）

お答え申し上げます。

予定としましては、8月の末ぐらいから9月の初めにかけて行いたいと思います。

以上です。

○議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。はい、秋月議員。

○4番（秋月留美子君）

支所の商工観光課長、一ノ瀬課長からパソコンで、インターネットでコマーシャルも見せていただきましたけど、その中で、民間に委託しているとお聞きしたんですけど、帰って家でよく見たんです。よくできていると思うんですけど、それがこの嬉野温泉C I事業に経費が入っているのでしょうか。入っていたら、金額を教えてくださいいいのでしょうか。

○議長（山口 要君）

支所商工観光課長。

○商工観光課長（支所）（一ノ瀬 真君）

お答え申し上げます。

その分につきましては、嬉野温泉観光協会が製作しておりまして、その観光協会の中から委託料として払われていると思います。

金額につきましては、ちょっとはっきり覚えておりませんが、500千円から1,000千円の合い中ぐらいじゃないだろうかと思います。予測で申しわけありません。

○議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。平野議員。

○19番（平野昭義君）

土木費ですね、36ページの道路新設改良費ですね。ここ、あらかたはこの間聞いておりましたが、臨時職員ですね、防衛施設周辺整備事業に、いわゆるその職員を雇うということと一般市道、これは防衛庁関係のお話と聞いておりますが、この事業の職員の仕事と、それから市道の負担金割合ですね、大体2割ぐらいだと思いますけど、もう少しよく、わかりませんでしたから、よろしくお願ひします。

○議長（山口 要君）

支所建設課長。

○建設課長（支所）（一ノ瀬良昭君）

お答えいたします。

防衛庁の補助金といたしましては、80%が防衛庁の補助金でございます。それと、20%は市の負担となっております。それと、臨時職員ですけど、そういった業務の図面コピー、そういったものの業務に当たる分でございます。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

平野議員。

○19番（平野昭義君）

防衛庁が8割出せば、防衛庁から事務費ぐらいは出んわけですかね、やっぱり市が負担せんわけですか、1,000千円。

○議長（山口 要君）

まち整備部長。

○まち整備部長（山口克美君）

お答えを申し上げます。

ただいまの御質問でございますが、臨時職員の賃金並びに社会保険料ですね、ここでは共済費に計上をいたしておりますが、これも補助対象の事務費の中にございまして、この分も80%の補助の対象になります。

以上です。（「はい、わかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで第7款、土木費までの質疑を終わります。

次に、歳出、39ページから46ページまで、第8款、消防費から地方債の調書補正までの質疑を行います。質疑ありませんか。野副議員、どうぞ。

○14番（野副道夫君）

43ページなんですけど、補助金の324千円、自治公民館の改築に対する補助金というのが計上されております。この自治公民館の改築に対する補助金というのは、定額なのか、定率なのか、お教えいただきたいと思っております。

○議長（山口 要君）

社会教育課長。

○社会教育課長（石橋勇市君）

補助金交付要綱を設けまして、定率の30%補助というふうにしております。

なお、新築につきましては、現在1,500千円、改築につきましては、限度を500千円という限度額を設けております。

以上でございます。（「終わります」と呼ぶ者あり）

○議長（山口 要君）

いいですか。（「関連」と呼ぶ者あり）

はい、山田議員。

○20番（山田伊佐男君）

改築について、例えば、今和式から洋式に変えていこうという公民館はあるわけですが、その部分も補助対象となるのかどうか、そこだけ。

○議長（山口 要君）

社会教育課長。

○社会教育課長（石橋勇市君）

対象といたしております。（「はい、ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

○議長（山口 要君）

いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑ありませんか。副島議員。

○6番（副島孝裕君）

消防費、消防団小型動力ポンプ積載車、これの2台ということでお聞きしておりますが、配属部をお願いします。

○議長（山口 要君）

総務部長。

○総務部長（中島庸二君）

いずれも旧塩田の分団で、2－3谷所と、3－3の上久間でございます。

○議長（山口 要君）

副島議員。

○6番（副島孝裕君）

それでは、旧嬉野地区は該当はありませんか。

○議長（山口 要君）

総務部長。

○総務部長（中島庸二君）

年度計画でしておりますけれども、今回は、これが59年と61年ですかね——の非常に古うございまして、その都度、更新が出てきた大体20年、18年から20年ということでおったわけですけれども、嬉野の場合は、車検の何回目ということで目指してやっておりましたけれども、今回、これについては余りにも古いということで、二つの積載車を更新したいということでお願いするものでございます。

○議長（山口 要君）

副島議員。

○6番（副島孝裕君）

それでは、小型動力ポンプについては、その整備の予定はありませんか。

○議長（山口 要君）

本庁総務課長。

○総務課長（本庁）（片山義郎君）

現在のところ、小型ポンプにつきましては整備の計画はございません。まだ、子細についてつかんでおりませんが、まだ使えないとか、そういう状況ではありませんので、今のところ計画はございません。

○議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。はい、山口議員。

○13番（山口榮一君）

ちょっと関連しますが、旧嬉野町で一番古い積載車というのは何年ぐらいでしょうか。わかっていたらお教え願いたいと思います。

○議長（山口 要君）

本庁総務課長。

○総務課長（本庁）（片山義郎君）

旧嬉野町の方で一番古いのは平成4年でございます。

○議長（山口 要君）

いいですか。

はい、川原議員。

○8番（川原 等君）

43ページの1目の19節、夢づくり支援事業ということで、小学生、中学生に対しての何というんですかね、読んで字のごとくですけど、希望を与える。夢を立てさせてやるという事業なんですけど、これとはちょっと関係ありませんけれども、中学校、塩田中学校で金美齢先生というのが、講演会がありました。その話を聞いて、私はもう大変感動したわけなんです。道徳的にも、子供の一番成長する時期に、あの先生の話は本当に将来を決める一つのチャンスをお子たちに与えたんじゃないかと思います。ああいう講師を呼んでの体験を話してもらった事業を、私は、今年間どのくらいされておりますかちょっとわかりませんが、ぜひ数をふやしていただいて、今の子供たちの性格的にも、今ちょっと極端に言うと荒れている子供たちが多いと思いますので。

それともう一つ、保護者の方も結構多く聞かれていたので、私は大変よかったんじゃないかなと思います。その辺で、ぜひ予算的にも厳しい中ではありましようけれども、計画していただいて、回数をふやしていただくようお願いをしたいわけなんですけど。

○議長（山口 要君）

いいですか。ちょっと予算と外れますので、一応教育長答弁、そのことについて、そのことを今後どうするかということだけ、答弁だけお願いします。はい、教育長。

○教育長（池田 修君）



お答えをいたします。

塩田中学校の教育講演会の費用は、PTAの活動の方から行われたというふうに聞いております。

それで、ほかの学校のPTAの活動の中でも、そのようなことはいろいろ違いはありますけれども、行われているという報告を受けております。

○議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。はい、副島孝裕議員。

○6番（副島孝裕君）

40ページ、事務局費、11. 需用費の「わたしたちの嬉野」、副読本についてお尋ねします。

説明では、4年生の社会科教育ということでお聞きしました。ちょうどきのうの佐賀新聞の記事に、早速この記事が載っております、副読本は小学校3、4年生の社会科の授業でということで書いてありました。ちょうど議案の説明では、4年生の社会科で使うということでありましたが、今回使用するのには4年生なのか、それとも3年生、4年生共通でこれを使われるのか、お聞きいたします。

○議長（山口 要君）

学校教育課長。

○学校教育課長（江口常雄君）

それでは、お答えいたします。

これは、小学校3、4年生の副読本で、小学校3年生のときに配って、2年間使うというふうな形で利用をしております。

○議長（山口 要君）

6番副島孝裕議員。

○6番（副島孝裕君）

それでは、嬉野地区の小学生は、今4年生は3年のときから持ち上がりで持っているわけですね。——とすれば、今度の新しい3年生には、新しい今までの副読本が配られるわけですね。その点お願いします。

○議長（山口 要君）

学校教育課長。

○学校教育課長（江口常雄君）

お答えいたします。

今回製作する分については、利用は平成19年度からの利用になります。今年度中に製作をしてということになりますので、今持っている分について、旧嬉野町でつくったものについてを利用していくものと思います。

以上です。

○議長（山口 要君）

6 番副島孝裕議員。

○6 番（副島孝裕君）

この記事の中に、市内小学校社会科主任ら15人で、市の名産や歴史など、3グループに分かれて取材や構成を行うというような記事が載っておりましたが、この委員の先生方は、どうでしょう、すべて市内の御出身の先生でしょうか、お尋ねいたします。

○議長（山口 要君）

学校教育課長。

○学校教育課長（江口常雄君）

お答えいたします。

編集委員が、まず委員長が大野原小・中学校の校長でございます。副委員長が塩田小学校の教頭です。あと、各小学校から社会科の主任が8名、それと、市内中学校の社会科担当が1名、これは塩田中学校からですけれども、あと社会教育課の文化財の担当が2名という形になっております。あと事務局から私と一ノ瀬と、2名が参加しております。

○議長（山口 要君）

16番副島敏之議員。

○16番（副島敏之君）

はい、16番副島です。39ページ、消防費の19節ですね、最近火事が多くて困っておるんですが、消火栓の設置工事900千円、これが3カ所分だと思うんですけど、その3カ所をまず教えてもらいたい、第1点。

それから、防火用水をですね、各地区から何らかの要望等があれば教えていただきたいと思いますが、2点お願いします。

○議長（山口 要君）

本庁総務課長。

○総務課長（本庁）（片山義郎君）

この消火栓の負担、設置工事ですが、これは水道事業の方に負担金として支出するものです。箇所としましては、1カ所でございます。町分区でございます。塩田町町分区でございます。

以上です。（「防火用水は」と呼ぶ者あり）

防火水槽につきましては、要望を受けております。現在のところ、財政状況等比べまして、今後契約していきたいと考えております。

以上です。

○議長（山口 要君）

副島議員。

○16番（副島敏之君）

実は、消火栓も大事でありますけれども、いわゆる火災のあったときには、消防団はやっぱり防火用水を必ず目当てに行くわけですね。基本的には防火用水なんです。それから、そこに注入するということがありますので、財政的に課長が申し上げられましたけれども、地区によって、あるいはその場所、あるいは家の軒数ですね、その他を含めて、やはり防火用水は非常に大事だと思うんですが、その辺は年次計画のもとに、私はぜひやっていただきたいと思いますが、その辺市長どうお考えでしょうか。

○議長（山口 要君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

このことにつきましては、前議会のときもいろいろ御意見をいただいたところでございまして、塩田地区と嬉野地区、少し歴史的な違いがありまして、塩田地区は消火栓、嬉野地区は防火水槽が主だったのではないかなと思っております。

ただ、塩田地区の地区集会、ふれあい対話集会の中でも、防火水槽をとという御意見も結構いただいております。

ただ、全般的にはまだすべて行き渡っておりませんので、一応調査をして、そして緊急時といいますか、緊急度合いの高いところから検討しなくてはならないと思っております。

以上でございます。

**○議長（山口 要君）**

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで議案第107号の質疑を終わります。

次に、議案書47ページから51ページまで、議案第108号 平成18年度嬉野市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）全部について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで議案第108号の質疑を終わります。

次に、議案書52ページから58ページまで、議案第109号 平成18年度嬉野市老人保健特別会計補正予算（第1号）全部について質疑を行います。質疑ありませんか。平野議員。

**○19番（平野昭義君）**

52ページ、このことについては、非常に高齢者が多くなって、医療費も大変と思いますけど、今度22,000千円加えて4,308,000千円と。まず一つは、1.7%の増となっておりますけど、来年の3月までに大体どのくらいの予算を担当課としては見込んでおられるのか。このことについては、非常に大きな問題でありますから、ちょっと念を入れて質問をしたいと思います。一応それをよろしく願います。

**○議長（山口 要君）**

暫時休憩をいたします。

午後4時47分 休憩

午後4時47分 再開

**○議長（山口 要君）**

再開いたします。

はい、どうぞ。市民生活部長。

**○市民生活部長（中山逸男君）**

お答えをいたします。

18年度の医療費の見込みについてというお尋ねですかね。見込みというか、今年度が始まって数カ月経過をしているわけでございますけれども、予算総額の4,308,000千円ということをお願いをしているところです。

以上です。（「ちょっといいですか」と呼ぶ者あり）

○議長（山口 要君）

済みません、先ほど申しましたように、一応……（「ちょっとだけ」と呼ぶ者あり）暫時休憩します。

午後 4 時48分 休憩

午後 4 時48分 再開

○議長（山口 要君）

再開をいたします。

山田議員。

○20番（山田伊佐男君）

57ページで、償還金の関係ですけど、これが過年度分の精算金10,847千円ですけれども、これについてはトータル何名様分ということでもありますかね。そして、今後の過年度分の精算方法等についてはどういう形で行うのか。

○議長（山口 要君）

市民生活部長。

○市民生活部長（中山逸男君）

お答えをいたします。

これは何名様ということではありませんで、平成17年度の実績報告に基づきまして、額が確定したものでございます。

この内訳といたしましては、支払基金への償還ということで、円単位まで申し上げますれば8,078,218円、そして県費の負担金で2,768,841円、合計で10,847,059円という、実績に基づく過年度分の償還でございます。

以上です。

○議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで議案第109号の質疑を終わります。

次に、議案書59ページから66ページまで、議案第110号 平成18年度嬉野都市計画下水道事業嬉野市公共下水道費特別会計補正予算（第1号）全部について及び地方債の調書補正に

ついて質疑を行います。質疑はありませんか。神近議員。

○11番（神近勝彦君）

65ページの委託料なんですけど、これは夜間待機や土日・祭日分ということで御説明を受けたわけなんですけど、もうちょっと詳しく御説明をいただきたいのと、通常の常日分は当初予算で上がっていたと思うんですけど、そのあたりについてどうなるのか。

○議長（山口 要君）

まち整備部長。

○まち整備部長（山口克美君）

お答えを申し上げます。

浄化センターの運転管理、あるいは維持管理、あるいは清掃関係も含んでおりますけれども、当初予算につきましては、この業務体制を週5日の2人常駐体制ということでスタートをいたしております。その後、実際稼働をする中で、やはり特に嬉野地区におきましては、観光客等が土日多うございますので、当然流入量もその分ふえたりいたします。

そういったこと、あるいはいつ夜間に緊急に出動があるかわからないということで、この分も含めて、いわゆる夜間待機でございますけれども、この分も含めて、今回委託業務の中に追加をこの分させていただいたと。土日、今までは週5日ですね、平日のみの業務体制でしたけれども、この浄化センターの管理運転に支障を来さないように万全を期したいということで、今回新たに土日の当直、それと夜間待機を委託料に追加をさせていただくために、今回4,158千円の追加の補正をお願いしたところでございます。

○議長（山口 要君）

神近議員。

○11番（神近勝彦君）

それでは、この4,158千円の中身、土日の分と、それから夜間待機の方をお示してください。そして、夜間待機はあくまでも待機であります。結局、夜間の業務がなかった場合ですね。その場合、この委託料から償還の形でなるのかどうか、そのあたりについて御説明願いたいと思います。

○議長（山口 要君）

まち整備部長。

○まち整備部長（山口克美君）

お答えいたします。

4,158千円の内訳でございますが、土日の当直分が3,062千円、それから、夜間待機の分が1,096千円でございます。

この夜間待機につきましては、実績に基づいて償還とするのかという御質問ですけれども、これはあくまで夜間待機ということで、職員を拘束することになりますので、その手当相当という意味合いで、支給を委託料の中に組み込んだものでございます。よろしいでしょうか。

**○議長（山口 要君）**

議案審議の途中であります。お諮りをいたします。

本日の会議時間は、議事進行の都合によって1時間延長をいたします。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、本日の会議時間を1時間延長することに決定をいたしました。

それでは、議案審議の議事を続けます。神近議員。

**○11番（神近勝彦君）**

何かこう、夜間待機の分の拘束するという点に関して、何か納得ができないんですよ。というのは、水道事業でも、やはりこういう夜間の突発事故関係ということで、やはりあると思うんですよ。そうなった場合、水道事業において、その夜間待機についてですよ、このような——まあ水道はあくまでも公営企業ですけれども、このあたりについてはあるのかなのかというところと絡んでくると思うんですよ。でも、あくまでも水道も企業は企業なんですから。だから、下水道事業においては、夜間待機の費用を確保しておいて、水道事業の方では、夜間待機については何もないとなれば、整合性が違うような気がするわけですよ。そのあたりについてどうなのか。私3回目ですから、もうこれ以上言えませんが、何かこう水道とあわせれば、納得いかないような気がするわけですけれども。

**○議長（山口 要君）**

市長。

**○市長（谷口太一郎君）**

お答え申し上げます。

水道管理費用をしておりますので、兼ねてお答えしたいと思います。

確かに議員御発言のとおりでございますが、実は、水道事業につきましては、私どもの職員輪番で、夜間の待機という形にいたしております。そして、非常に拘束をしておるところでございます。そういう点で、将来的には水道の方も委託ができるところあれば、こういうような形にしないでほしいと思っております。

今回の下水道につきましても、そういうふうなことで、夜間拘束ということになるものですから、そういう点で、この委託料を組ませていただいたというところでございます。

水道につきましては、もう以前の長い流れがございまして、職員が夜間拘束ということで輪番でいたしておりますけど、好ましい形ではないというふうには考えておるところでございます。

以上でございます。

#### ○議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで議案第110号の質疑を終わります。

次に、議案第111号 平成18年度嬉野市水道事業会計補正予算（第1号）について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで議案第111号の質疑を終わります。

次に、議案第112号 平成17年度塩田町水道事業会計決算認定について及び議案第113号 平成17年度嬉野町水道事業会計決算認定についてであります。

議案第112号及び議案第113号につきましては、本会期中に審議するのが適当と思いますが、日程の都合上、十分な審査ができないと思われま。

お諮りいたします。議案第112号 平成17年度塩田町水道事業会計決算認定について及び議案第113号 平成17年度嬉野町水道事業会計決算認定については、嬉野市議会委員会条例第6号の規定により、10人の委員をもって構成する平成17年度塩田町水道事業会計決算審査及び平成17年度嬉野町水道事業会計決算審査特別委員会を設置して、これに付託の上、閉会中の継続審議としたいと思っております。御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議案第112号及び議案第113号は、10人の委員で構成する決



算審査特別委員会を設置して、これに付託の上、閉会中の継続審議とすることに決定いたしました。

さらにお諮りいたします。平成17年度塩田町水道事業会計決算審査特別委員会及び平成17年度嬉野町水道事業会計決算審査特別委員会委員の選任につきましては、嬉野市議会委員会条例第8条第1項の規定により、議長が指名をいたします。

平成17年度塩田町水道事業会計決算及び平成17年度嬉野町水道事業会計決算審査特別委員を指名いたします。

2番大島恒典議員、4番秋月留美子議員、6番副島孝裕議員、8番川原等議員、12番太田重喜議員、14番野副道夫議員、16番副島敏之議員、18番西村信夫議員、20番山田伊佐男議員、22番、私山口要、以上10名を指名いたします。

ここで暫時休憩をいたします。

午後4時59分 休憩

午後5時3分 再開

#### ○議長（山口 要君）

それでは、休憩前に引き続いて会議を開きます。

各決算審査特別委員会の正副委員長が決定をいたしましたので、御報告いたします。

平成17年度塩田町水道事業会計及び平成17年度嬉野町水道事業会計決算審査特別委員会委員長に副島敏之議員、副委員長に山田伊佐男議員、以上のとおり正副委員長が決定をいたしました。

これで提出議案全部の質疑を終わります。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。なお、当初の会期日程ではあすも議案審議の予定でありましたが、本日で議案審議の議事の全部を終了したため、あすは休会としたいと思います。

本日はこれで散会いたします。どうもお疲れさまでございました。

午後5時4分 散会